福島県文化財調査報告書第49集

関和久遺跡 Ⅲ

—史跡指定調査概報—

1975年3月

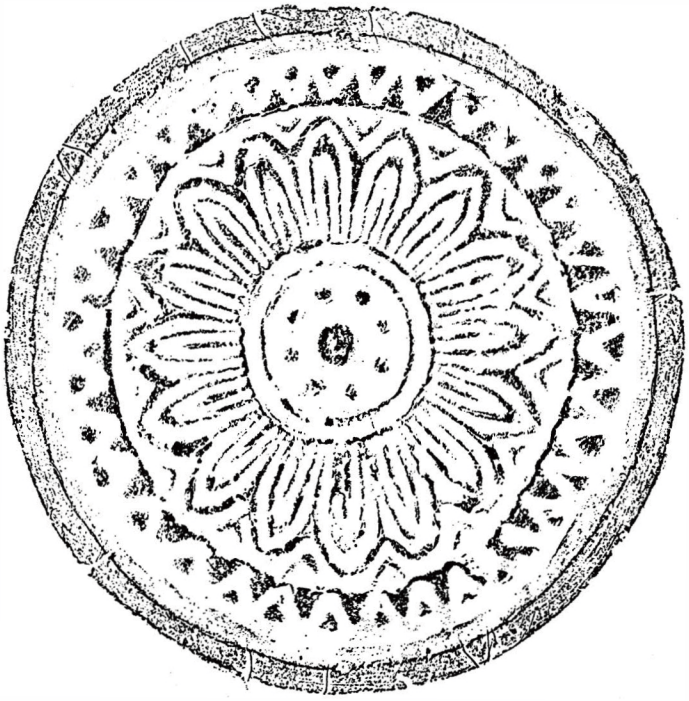

福島県教育委員会

関和久遺跡 Ⅲ

—史跡指定調査概報—

1975年3月

福島県教育委員会

序　　文

関和久の地から，古瓦が出土することが世に知られたのは，大正15年5月14日のことでした。ここから発見された瓦の中に，多賀城創建当初の瓦とよく似た重弁蓮華文軒丸瓦があり，この遺跡は神亀5年に新設された白河軍団跡と推定されてきました。

以来，今日まで学術的に発掘調査されることもなく，遺跡の評価も定まらないまま半世紀が経過しましたが，県教育委員会では東北地方最古の瓦を出土する広大な遺跡であることから，開発問題の発生する以前に保護の措置を講ずるため昭和47年度から発掘調査に着手しました。本年は第3次調査を終了し，所期の目的を達成することができました。本年度の成果につきまして，ここにその概略を報告いたしますので，広く県民の方々に認識いただくと共に，研究者の方々にもご活用いただければ幸いに存じます。

おわりに，この調査の指導にあたられた県文化財専門委員伊東信雄・岡田茂弘両氏をはじめ，協力者の方々，並びに泉崎村に多大の謝意を表するものであります。

昭和50年3月31日

福島県教育委員会教育長

三本杉　國　雄

目　　次

調　査　要　項
第1章　調　査　経　過……1
　第1節　前年までの調査……1
　第2節　調　査　経　過……2
　第3節　調　査　日　誌……5
第2章　発　見　遺　構……10
　第1節　西　　群……10
　第2節　中　　群……18
第3章　出　土　遺　物……21
　第1節　　瓦　　……21
　第2節　土　　器……24
　第3節　金　属　製　品……26
第4章　考　　察……27
　第1節　遺　　構……27
　第2節　遺　　物……29
　第3節　遺跡の性格……30
　第4節　ま　と　め……31
付章　東北の重弁蓮華文軒丸瓦……33
　1　は　じ　め　に……33
　2　福島県内出土の瓦……35
　3　宮城県内出土の瓦……35
　4　岩手県内出土の瓦……39
　5　ま　と　め……39

挿　図・図　版　　目　　録

第１図　昭和49年度発掘調査地域図
第２図　西群遺構図
第３図　ＳＢ04ＡＢ建物跡
第４図　西群南部建物跡
第５図　ＳＢ08建物跡
第６図　ＳＢ17建物跡
第７図　ＳＢ05建物跡
第８図　ＳＤ13・14大溝跡
第９図　ＳＥ19井戸跡
第10図　ＳＩ12竪穴住居跡
第11図　中群遺構図
第12図　ＳＢ10・11建物跡
第13図　ＳＢ15・16建物跡，ＳＤ13大溝跡
第14図　遺物拓本
第15図　建物実測図
第16図　東北の重弁蓮華文軒丸瓦
第17図　東北の重弁蓮華文軒丸瓦

図版１　遺跡遠景（南より）
図版２　調査地点（東より）
図版３　調査地点（西より）
図版４　ＳＢ05建物跡（南より）
図版５　ＳＢ05建物跡（北より）
図版６　ＳＢ05建物跡（西より）
図版７　ＳＢ05建物跡（南西より）
図版８　ＳＢ05建物跡（根石と掘方）
図版９　ＳＢ05建物跡（焼籾）
図版10　ＳＢ05建物跡（掘込み地業）
図版11　ＳＢ04建物跡他（北より）
図版12　ＳＢ04建物跡他（東より）
図版13　ＳＢ04建物跡他（東半）
図版14　ＳＢ04建物跡他（西半）
図版15　ＳＢ04建物跡他（西より）
図版16　ＳＢ04建物跡他（北より）
図版17　ＳＢ04建物跡掘り方
図版18　ＳＢ04建物跡掘り方
図版19　ＳＢ04建物跡掘り方
図版20　ＳＤ14大溝跡（南西より）
図版21　ＳＤ14大溝跡（南より）
図版22　ＳＤ14大溝跡
図版23　ＳＤ14大溝跡
図版24　ＳＤ13・14大溝跡屈曲部
図版25　ＳＤ13・14大溝跡屈曲部
図版26　ＳＤ13・14大溝跡屈曲部
図版27　ＳＤ13大溝跡（西より）
図版28　ＳＤ13大溝跡（東より）
図版29　ＳＤ13大溝跡（西より）
図版30　ＳＤ13大溝跡（東より）
図版31　ＳＩ12竪穴住居跡他
図版32　ＳＩ12竪穴住居跡他
図版33　ＳＩ12竪穴住居跡（東より）
図版34　ＳＩ12竪穴住居跡カマド跡
図版35　ＳＩ12竪穴住居跡遺物出土状況
図版36　ＳＩ12竪穴住居跡遺物出土状況
図版37　ＳＢ10建物跡（西より）
図版38　ＳＢ10建物跡礎石
図版39　ＳＢ11建物跡（南より）
図版40　ＳＢ11建物跡（南より）
図版41　ＳＢ11建物跡（北西より）
図版42　ＳＢ11建物跡根石
図版43　ＳＢ11建物跡根石
図版44　ＳＢ15・16建物跡（南より）
図版45　ＳＢ15・16建物跡（北より）
図版46　ＳＢ15・16建物跡（北より）
図版47　ＳＥ19井戸跡
図版48　ＳＥ19井戸跡
図版49　出土遺物（土器・古銭）
図版50　出土遺物（軒丸瓦・軒平瓦）

調　査　要　項

1　**名　　称**　関和久遺跡

2　**所 在 地**　西白河郡泉崎村大字関和久

3　**調査主体**　福島県教育委員会

4　**調査指導**　伊東信雄，岡田茂弘

5　**調査担当**　鈴木　啓

6　**調 査 員**　野崎　準，篠原信彦，吉田幸一

7　**調査協力**　梅宮　茂，田中正能，藤田定興，佐藤博重，根本信孝，桑原滋郎，進藤秋輝，平川　南，高野芳弘，鎌田俊昭，菊田　徹，辻　秀人，佐久間　豊，工藤雅樹，藤沼邦彦，佐川一二ほか地元有志16名

8　**協力機関**　泉崎村・泉崎村教育委員会・泉崎村公民館・関平婦人会

9　**調査期日**　昭和49年10月21日～11月22日

――凡　　例――

1　この調査は国庫補助事業である。

2　編集は鈴木が担当した。

3　第１章第１・２・３節，第２章第１・２節，第４章第２節は鈴木が執筆した。

4　第３章第１・２・３節は野崎が執筆した。

5　第４章第１，付章１・２・３・４・５は岡田が執筆した。

6　第４章第３・４節は伊東が執筆した。

7　写真撮影は鈴木が担当した。

8　実測図縮小・トレース・採拓は野崎が担当した。

第1章　調　査　経　過

第1節　前年までの調査

昭和47年度の調査は，関和久地区1,400m×1,400mの範囲について，1000分の1と2500分の1の航空測量図を作成のうえ，10月30日から11月15日まで予備調査を実施した。幅6mの南北トレンチに，幅3mの東西トレンチ2本を直交させて調査した結果，南・中・北3棟の建物跡を検出した。（関和久遺跡Ⅰ1973年3月　福島県教育委員会　参照）

昭和48年度の調査は，10月11日から11月10まで実施し，その結果は次の通りである。

建物跡は東西2群に分かれ，東群を構成するＳＢ01・02・03建物跡（前年度の南・中・北建物跡）は，すべて南北棟建物で，西側柱列を揃えて南北に一直線に並列し，各建物の間隔は約10.8mで等間である。西群は，ＳＢ04・05・06・07から構成され，約10mの間隔で東西に並ぶＳＢ05・06建物跡を中央にして，南にＳＢ04と北にＳＢ07建物跡がある。これらの建物跡は，礎石を使用した建物（ＳＢ01・02・03・05・06）と掘立柱建物（ＳＢ04・07）に分けられる。礎石建物跡は掘り込み地業が行われており，根石・礎石が配置されている。掘立柱建物跡のうちＳＢ07建物跡は，建物内部の各柱通りに側柱列と同規模の掘立柱穴がみられるのに対して，ＳＢ04建物跡は，建物内部に柱の並ばない構造である。規模は，ＳＢ01・02建物跡は，桁行4間（10.8m，約36尺），梁間3間（8.1m，約21尺）で，柱間寸法は2.7m（約9尺）等間であり，ＳＢ03建物跡は，桁行3間（6.3m，約21尺）以上，梁行2間（4.2m，約14尺）以上の規模で，柱間寸法は2.1m（約7尺）等間であった。ＳＢ07は，桁行4間（9.6m，約32尺），梁行3間（7.2m，約24尺），柱間寸法2.4m（約8尺）等間である。なお，ＳＢ04・05は，トレンチにわずかにかかったのみで，規模・構造は不明であった。（関和久遺跡Ⅱ1974年3月　福島県教育委員会　参照）

昭和49年5月27日から6月5日までの調査は，台地の北縁に沿う県道白河－母畑線の拡幅工事に伴うもので，幅2～3m，長さ100m，267㎡を発掘したにすぎなかったが，その概略は次の通りである。

発見遺構は，竪穴住居跡2，大溝3，土塁状遺構2，柱穴20，円形ピット2，その他より成っている。遺物は，外稜をもつ丸底内黒の土師器坏，木葉底の土師器甕，平底土師器坏（回転ヘラケズリ，回転糸切り，回転糸切りロクロ調整のもの），須恵器，須恵系土器，円面硯，開元通宝，植物種子等から成っている。

第1区～第4区のうち，郡衙遺構と関連するのは，台地部分の2～4区である。

第2区には新旧2層の住居跡があり，新は9世紀，旧は8世紀前半の時期である。第3区は3層に遺構が分かれ，先ず3回切り合う大形の掘り方があり，内黒で再調整のある平底土師器坏を伴う。次いで，この遺構の上に土塁を築き，この面を掘って大溝を設けている。伴出土器は，再調整のある内黒平底の土師器坏である。最後に，褐色土の整地層を設けた上から掘り込まれた2回切り合う

掘り方を有する掘立柱建物遺構で，この層に伴う遺物は再調整のない内黒糸切り底の坏・須恵系土器・開元通宝である。第4区は，円形ピット2，大溝1，不定形ピット数個で，伴出遺物は再調整のある内黒平底土師器坏，円面硯，植物種子である。土師器坏には墨書が多く見られ，数個体に「白」字が書かれている。円形ピット内，深さ135cmより出土した植物種子は発芽成育し，イヌビエ・ヒユ・シロザ・シソであることが確認された。出土遺物から，時期は8世紀初頭から11世紀に亘るもので，大溝・大形掘り方・瓦・円面硯・開元通宝・「白」字墨書土器の存在から，白河郡衙跡の一部であると判断された。

（関和久遺跡―県道拡幅工事に伴う調査―福島県泉崎村教育委員会　1974年12月　参照）

第2節　調　査　経　過

昭和49年度の発掘調査を，時間の経過に沿って記述すると次の通りである。

西群建物跡のうち，前年度に所在だけを確認した礎石建物跡ＳＢ05と掘立柱建物跡ＳＢ04の規模と構造を把握するため，幅3ｍの南北トレンチ（08ライントレンチ，75ｍ）を設定するとともに，ＳＢ04・ＳＢ05の両建物跡の付近を拡張し，全面発掘した。次いで，ＳＢ05建物跡を通る幅3ｍの東西トレンチ（ＦＭライントレンチ，168ｍ）を設定した。地主木野内氏が，豚舎の建築の際焼籾と瓦を伴う溝状遺構を，南北農道の西方30ｍの位置で確認していることと，ＳＢ06建物跡の西方36尺の位置には，何らかの施設があるとの想定から発掘した結果，ほぼ想定位置で南北に延びるＳＤ14大溝を発見し，これが西を限る境界線であることを確認した。更に地形からみて，この位置から南方40ｍ以内で東西溝になると想定して08ライントレンチの発掘を進めた結果，ほぼ想定位置で東西に延びるＳＤ13大溝を発見した。また，この大溝によって壁の一部を切られた竪穴住居跡ＳＩ12を発見した。ＳＤ14とＳＤ13の関係をつかむため，両者を延長した接点を発掘した結果，ほぼ予想位置にＬ字型に屈曲する大溝を発見し，両者は同一の施設であることを確認した。

一方ＦＭライントレンチでは東端近くで東西に並ぶ2棟の礎石建物跡ＳＢ10・11を発見した。東西を2町と仮定した場合，両者の中間が中軸線となる筈なので，門・橋等の遺構の存在を予想して，両者の中間南方に南北方向幅6ｍ，長さ17ｍの83ライントレンチを設定した。その結果6個の掘り方を検出し，これは2棟の掘立柱建物跡ＳＢ15・16の西妻部分であることがわかり，更にこのトレンチ南端でＳＤ13大溝跡を検出した。

つぎに，西群・中群に分け，遺構別に述べると次の通りである。

西　群

ＳＢ05建物跡

水田耕土下の床土(鉄分を含んだ赤褐色土)を排除したレベルで検出したもので，黄褐色の水積火山灰(ローム)の地山をわずかに掘り込んで版築した地業である。版築土表面の西と南で計3カ所に焼籾の集合が認められる。瓦の散布もこの面で，据え方・根石内にも入り込んでいる。当初東西4間，南北3間と想定したが，版築土上の床土を除去して精査を進めた結果，7カ所で花崗岩割り石

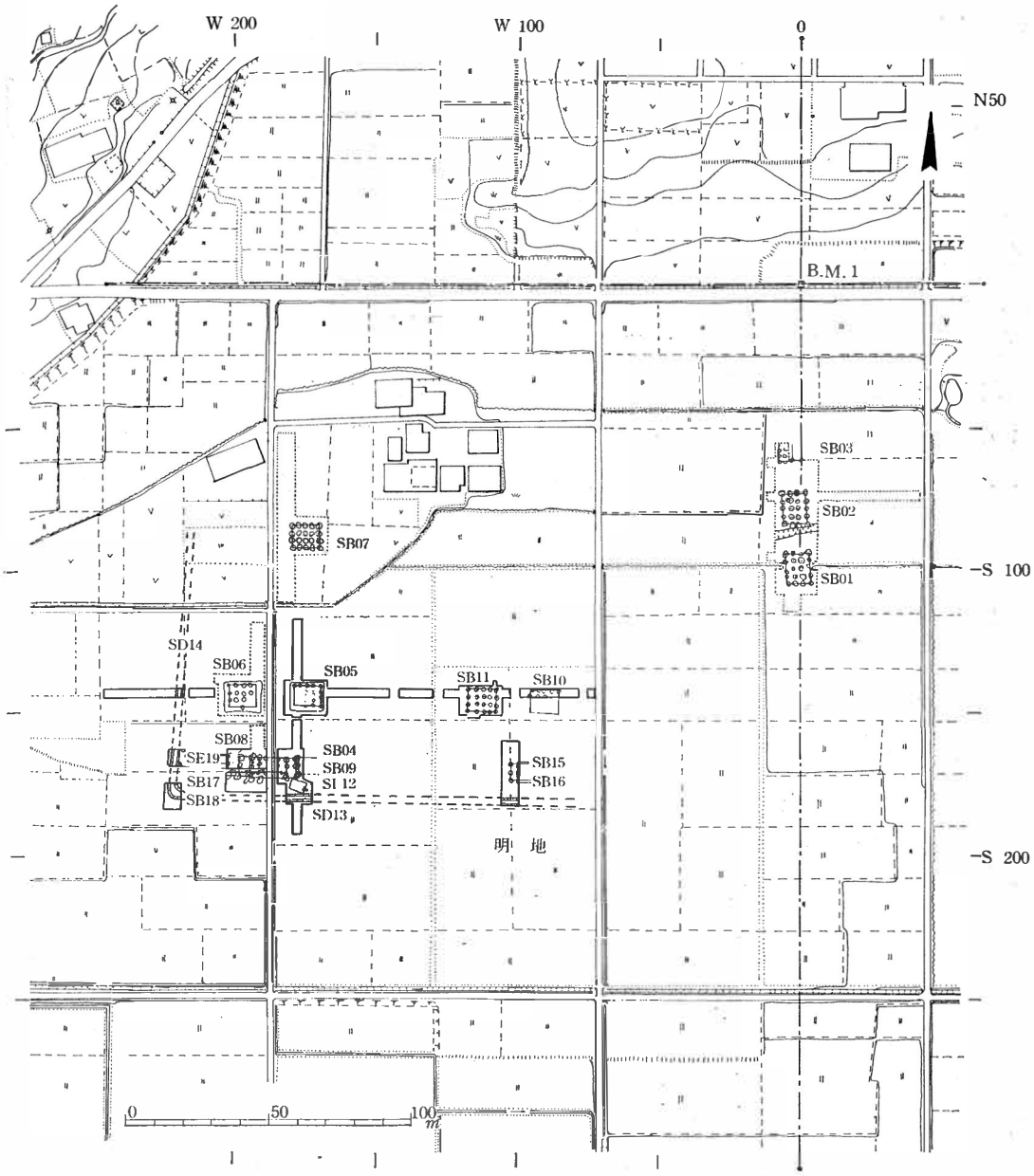

——·——は測量基準線。南北基準線は磁北より6°30′東に偏し、ほぼ真北である。図中のN50, S 100などは、基準線の交点(B.M.1)より各北へ50m、南へ 100mの線をあらわす。
--------は、昭和48年度発掘地区

第1図　昭和49年度発掘調査地域図

を用いた根石が据え方を有してよく保存されており，４間×４間であることが判明した。版築土はローム面より若干高く，東側が厚く西側は薄い。中央を東西に断ち割り，４層から成る互層の版築を確認した。東縁は後世の溝で切られ，南西角の張り出し部は，後世の穴であることが判明した。

ＳＢ04建物跡

前年３個の掘り方を確認している位置を中心に，15m×15m発掘した結果，10の掘り方を発見した。これらの掘り方は，更に畦と農道を越えて南と東に延びるので，拡張して全面発掘した。地山（水積火山灰）は，まだらに砂礫層が入り込み，この建物跡を境に南と東へ傾斜することがわかった。西妻を確認後東妻を追った結果，５間×２間の東西棟であることが判明した。この東妻と切り合うＳＢ09建物跡西妻３個の掘り方の精査により，柱の当りも確認した。ＳＢ04建物跡東妻３個の掘り方精査により，ＳＢ09建物跡とは別に２回切り合い，新しい方に抜き穴を伴うことが明らかになった。更に，北１東２・北２東２・北３東２の３つの掘り方の精査により，ＳＢ04Ａ→ＳＢ08→ＳＢ04Ｂ建物跡の順で切り合っており，ＳＢ04Ｂ建物跡の掘り方には南方向からの抜き穴を伴うことが判明した。なお，ＳＢ09建物跡と切り合うのはＳＢ04Ｂ建物跡であり，ＳＢ04Ａ・ＳＢ09建物跡の前後関係については不明である。

この発掘区西壁下で，柱の当りのわかる掘り方があり東西棟の東妻（ＳＢ18建物跡）にあたる。これを切ってＳＢ17建物跡がある。更にＳＢ17建物跡と重なるＳＢ17Ｂ建物跡の存在する可能性があるが，断ち割っていないので，今後の調査に待つほかはない。

ＳＩ12竪穴住居跡

ＳＢ04建物跡の掘り上げ中に発見したもので，北壁，西壁，南壁，東壁の順に，ローム面に達してはじめて判別できた。南東隅でほぼ完形の甕を発見した。煙道先端部上層で横位の甕片，カマド袖の手前で甕１個体分の破片，カマド支脚に用いた甕片１点が出土した。支脚に用いた甕は小型細身で上部$\frac{1}{3}$を欠き，中に粘土を充塡している。精査によっても柱穴，周溝，貼床等は確認されなかった。また，開発で破壊される遺跡でなく，再発掘もあり得るのでカマド袖の断ち割りは避けた。

ＳＤ13・14大溝跡

ＦＭライントレンチの西方部分で，ロームの地山に南北方向の黒土の落ち込みを発見した。掘り上げた結果大溝であることを確認したので，南北に延びることを確認のため南方18mの位置を発掘した。その結果約１m西にずれて発見された。次いで08ライントレンチ南方でも同規模の大溝が検出された。両者が一連の遺構であることを確認するため，屈曲部の位置を想定して発掘し，ＳＤ13・14の延長交点より西に0.5m，北へ1.0mずれてＬ字形の大溝を検出した。なお，08ライントレンチ南方のＳＤ14大溝の東方70mで，その延長部分が，長さ６mに亘って発掘された。

ＳＥ19井戸跡

ＳＢ17建物跡掘り方群内にあり，当初柱穴とみて精査した結果，ほぼ正円形（径1.10m）で他の掘り方と組み合う位置でないことから井戸と判断し，掘り下げた。深さ30cmまでは壁がロームでほ

ぼ垂直であるが，それ以下は壁が砂礫層で裾広がりとなる。深くなるに従い砂礫層が崩落し，危険を伴うので深さ1.85mで掘り上げを中止した。底に達せず遺物は出土しなかった。

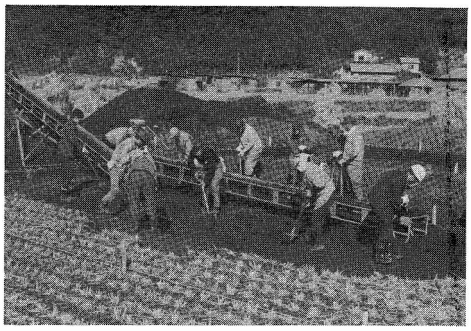

発掘作業風景

中　群

ＳＢ10建物跡

ＦＭライントレンチ東端に近い位置で，表土・床土・黒土・ロームの順の堆積を示し，黒土中に根固石・礎石が発見された。グリット掘りをしたため，２カ所で掘り過ぎローム層まで下げた。当初掘り込み地業もなく，黒土中であったため気付くのが遅れたが，根石の脇に穴を穿って落し込んだ礎石が１個検出され建物跡であることが判明した。

ＳＢ11建物跡

前者の西方12mを隔てて同時に発見され，坪掘りによって規模を確認したうえで拡張した。黒土中に掘り込み地業を施さず直接据え方根固石礎石を設けている。柱位置20カ所中，約半数は白河石（溶結凝灰岩）を用いた礎石を，耕作の障害となるため破砕し，これが根石を覆っている。他は搬出したらしく，穴を穿って落し込んだものはない。

ＳＢ15・16建物跡

83ライントレンチ中央で大小７個の掘り方が発見され，当初門跡かと思われたが東壁下に南北に並ぶ３個とその西側に平行する３個では大きさも異り，埋まり土の色調も異っている。精査の結果，東西棟の西妻２棟分で，小が古く大が新しいことが判明した。

ＳＤ13大溝跡

ＳＢ15建物跡南方６ｍで検出されたが，南岸は畦のため完掘できなかった。規模・構造は先の大溝跡と共通である。この溝で切られた掘り方１個と小柱穴３個がある。なお大溝跡に接する内側（北側）に，幅3.5m高さ20cmの土塁状遺構の残存が認められる。

第３節　調　査　日　誌

昭和49年10月21日　晴

急行あづま１号で白河駅着。泉崎村役場に寄って挨拶を済ませ，10時現地着。直ちに47年度に設置した基準杭点検を行う。No４が抜かれている他は誤差は認められない。No７～９杭の打ち込み計測。No７～８間49m29cm１mm，No８～９間28m21cm７mm。ＧＡ08～ＥＱ08トレンチ（08ライントレンチ）設定。ＦＭラインに113mのトレンチ設定（ＦＭライントレンチ）。新設杭の位置は次の通り。No７杭（W183.840・S88.999），No８杭（W183.840・S140.952），No９杭（W183.840・S169.168）

10月22日　雨

ＧＡ08～ＥＱ08粗掘り作業。本年の発掘区はすべて現況水田である。ＦＬ08～ＦＯ08間に，地山（水積火山灰）を掘り込んだと思われる黒土（版築土）の落ち込みを確認した（ＳＢ05)。ＦＡ08で復弁蓮華文軒丸瓦出土。午後降雨激しくなる。

10月23日　晴

ＦＥ11～15×ＦＩ11～15（15m×15m）の地区設定後粗掘り。北半の地山はローム，畔をはさんだ南半は砂利層である。柱穴掘り方９個検出（ＳＢ04建物跡)。ＦＨ15で須恵系土器，ＥＤ15で開元通宝出土。

10月24日　晴

ＳＢ04建物跡南半の粗掘り，畦をはさんだ北半掘り方の埋土20cm掘り下げ。南北農道東側の拡張粗掘り。ＦＩ13で掘り方埋土中より土師器片検出。瓦片数点床土下より出土。

10月25日　晴

ＳＢ04建物跡の東妻発見，これと切り合い東に延びる建物跡（ＳＢ09建物跡）あり。掘り方埋土の20cm掘り下げ精査。ＳＢ05建物跡の粗掘り。ＳＢ05建物跡掘り込み地業検出作業により四周輪郭判明。焼籾多数伴出。瓦片は，耕地整理時の積土中に多く含まれる。

10月26日　晴

ＳＢ04建物跡掘り方埋土の20cm掘り下げ精査。ＳＢ05建物跡周囲の清掃。根石精査。８ライントレンチを北に延長したが，遺構は存在しない。ＦＭライントレンチを西に延長して粗掘り，地山まで深さ60cm。ＳＢ04建物跡掘り方埋土中より縄目平瓦片出土。ＳＢ05建物跡版築土上面より縄目軒平瓦片出土。各根石周辺に焼籾多い。

10月28日　曇

ＦＭライントレンチ西半の粗掘り，ＦＭ25～26間を境に地山は東がローム，西は砂利層である。西大溝ＳＤ14発見。幅3.0mで埋土表面に火葬骨検出。ＦＦ７～８で，長さ約６mで直角に曲る黒土の落ち込みを発見，住居跡とみてＦＤ７～10×ＦＤ７～ＦＦ７の区間を拡張粗掘り。

10月29日　晴

ＳＤ14大溝の掘り上げ。この南方18mの位置で，６m×７mの地区設定を行ない粗掘りを行なった結果，ＳＤ14大溝跡の延長部を確認した。ＳＢ04建物跡各掘り方の精査。これの南に接する黒土の長方形落ち込みは，竪穴住居跡（ＳＩ12）であることを確認。更にこの住居跡南東角を切る東西方向の帯状落ち込みは，南大溝（ＳＤ13）であることが判明した。

10月30日　晴

ＳＤ14大溝跡の南延長部とＳＤ13の掘り上げ。ＳＩ12竪穴住居跡は，東壁中央南寄りに煙道を伴うカマドがある。ＳＢ05建物跡で根石５カ所検出。ＮＨＫ中継録画。

10月31日　曇

ＳＤ14大溝跡南延長部の掘り上げ。ＳＤ13大溝跡の掘り上げ，水分が多くベタ付いて作業困難。

ＳＩ12竪穴住居跡四分法で掘り上げ。ＦＭ82で床土下より刀子１点出土。

11月１日　曇

ＳＤ13大溝跡の掘り上げ。ＳＩ12竪穴住居跡の十字畦セクション記録・撤去。ＦＭライントレンチのうち，ＦＭ80で根石・81で礎石・86で礎石片と根石・88で礎石と根石検出。ＦＭ81で復弁蓮華文軒丸瓦片１点出土。

11月２日　晴

ＳＩ12竪穴住居跡カマド精査。撮影・実測し甕４個体分収納。ＳＢ05建物跡根石精査，ＦＭライントレンチで根石群２棟分判明。床土下より瓦片多数出土。

11月５日　晴

ＦＭトレンチ東半粗掘り，ＦＭ78～82間に９カ所（ＳＢ10建物跡），同じく10ｍ西に離れＦＭ85～89間に９カ所（ＳＢ11建物跡）の根石確認。ＳＤ13・14大溝跡の南西隅屈曲部検出のため地区設定のうえ粗掘り開始。ＳＢ05建物跡で計15の根石検出。

11月６日　晴

ＳＤ13・14大溝跡屈曲部の粗掘り。ＳＩ12竪穴住居跡・ＳＤ13大溝跡・ＳＢ11建物跡でそれぞれ拡張粗掘り作業。ＳＢ05建物跡根石精査終了。ＳＢ04建物跡の掘り方切り合い関係精査。

11月７日　晴

ＳＢ10・11建物跡は，桁行柱列が一線上（ほぼ真東線上）に並ぶらしく，同一規模とみてＳＢ11建物跡のみを完掘する方針をとる。貫板墨入れ，ＳＢ05建物跡貫板打ち。No６杭71.3，水糸レベル110.0（No６杭より－38.7cm）。

11月８日　晴

ＳＢ11建物跡の精査と清掃。ＳＢ04建物跡掘り方の切り合い精査。ＳＢ10・11建物跡の中間南方ＥＴ83から，幅６ｍ長さ17ｍの南北トレンチ（83ライントレンチ）を設定し粗掘り開始。西群全面貫板打ち完了。水糸レベルはＳＢ05建物跡に同じ。

11月９日　曇

83ライントレンチの粗掘り，大溝跡を確認。ＳＢ04建物跡掘り方精査。ＳＢ05建物跡水糸配り。

11月11日　晴

83ライントレンチ粗掘り，ＳＤ13大溝跡東延長部掘り上げ。このトレンチでは，耕土・床土の下に黒土があり瓦片・土師器片・須恵器片を含む。耕地整理以前の表土である。ＳＢ05建物跡実測。W219・S178 の水糸配り。

NHK中継録画風景

11月12日　晴

ＳＢ05建物跡実測。ＳＢ04建物跡水糸配り。出土

品水洗い。83ライントレンチ粗掘り。掘り方6個発見。門跡か。

11月13日　雪

83ライントレンチ掘り上げ。ＳＢ11建物跡清掃。ＳＢ05建物跡のレベル測定。ＳＢ04建物跡実測。

11月14日　雪

ＳＢ04建物跡実測。レベル測定。ＳＢ04建物跡西半水糸ころがし，実測。ＳＢ11建物跡撮影。

11月15日　晴

ＳＢ10・11・15・16建物跡撮影。ＳＢ04建物跡レベル測定。ＦＭライントレンチ実測。ＳＤ13・14大溝跡実測。ＳＢ05建物跡水糸及び遣り方はずし。ＳＢ10・11・15・16建物跡の貫板墨付及び貫板配り。見学者多数。文化庁記念物課阿部技官視察。

11月16日　曇

ＳＢ05建物跡の遣り方はずし，ＳＢ10・11建物跡，ＦＭライントレンチ東半，83ライントレンチの貫板打ち，水糸配り。ＳＢ04建物跡，ＦＭライントレンチ西半，ＳＤ14大溝跡のレベル測定。中群の遣方レベルは．西群より－50*cm*である。

11月18日　曇

ＳＢ11建物跡の水糸ころがし，ＳＢ11建物跡実測。ＦＭライントレンチ西半セクション記録。同東半実測。

11月19日　晴

ＳＢ04・05建物跡，ＳＤ13・14大溝跡，各トレンチ全景・部分撮影。ＳＢ11建物跡実測。83ライントレンチ実測。記者会見（７社参集）見学者多数。

11月20日　晴

ＦＭライントレンチレベル測定。ＳＢ04建物跡撮影。ＳＢ15・16建物跡実測。レベル測定。ＳＢ05建物跡基壇断ち割り。ＳＥ19井戸跡掘り上げ。現地説明会，午前100名，午後200名計300名参集。

11月21日　晴

83ライントレンチレベル・セクション記録。ＳＢ04建物跡北１東１掘り方の断ち割り。ＳＢ04建物跡北１東６掘り方の断ち割り。図面点検。資材・テント整理・撤収。

11月22日　晴

ＳＥ19井戸跡の掘り上げ。ブルトーザーによる埋戻開始。砂利を下層に，耕土を表面に戻し，水路・畔の復元をした。午後４時30分終了。

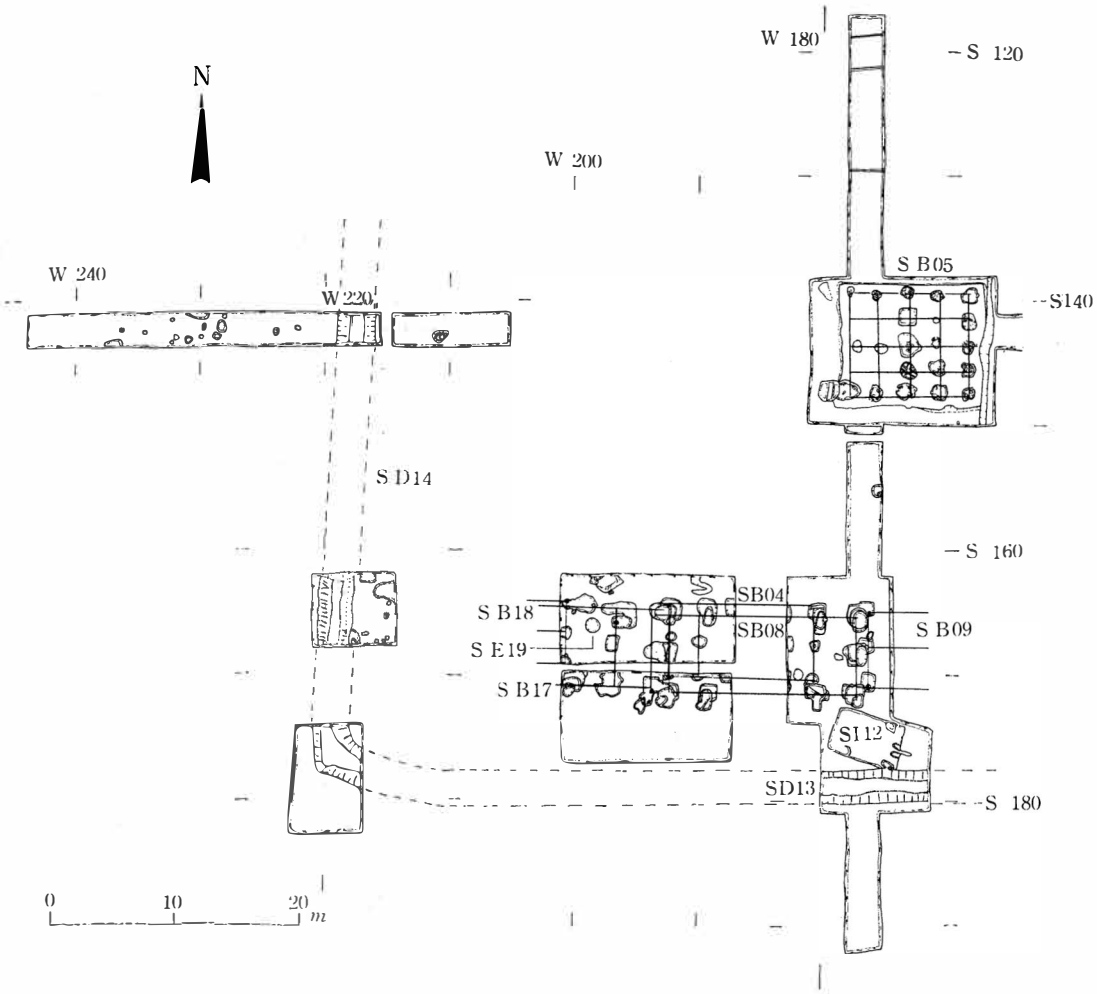
N
W 180
S 120
W 200
W 240
W 220
S B05
S140
S D14
S 160
S B18
SB04
SB08
S B09
S E19
S B17
SI12
SD13
S 180
0
10
20
m

第2図　西 群 遺 構 図

第2章　発　見　遺　構

第1節　西　群

1)　ＳＢ04ＡＢ建物跡（第３図　図版12）

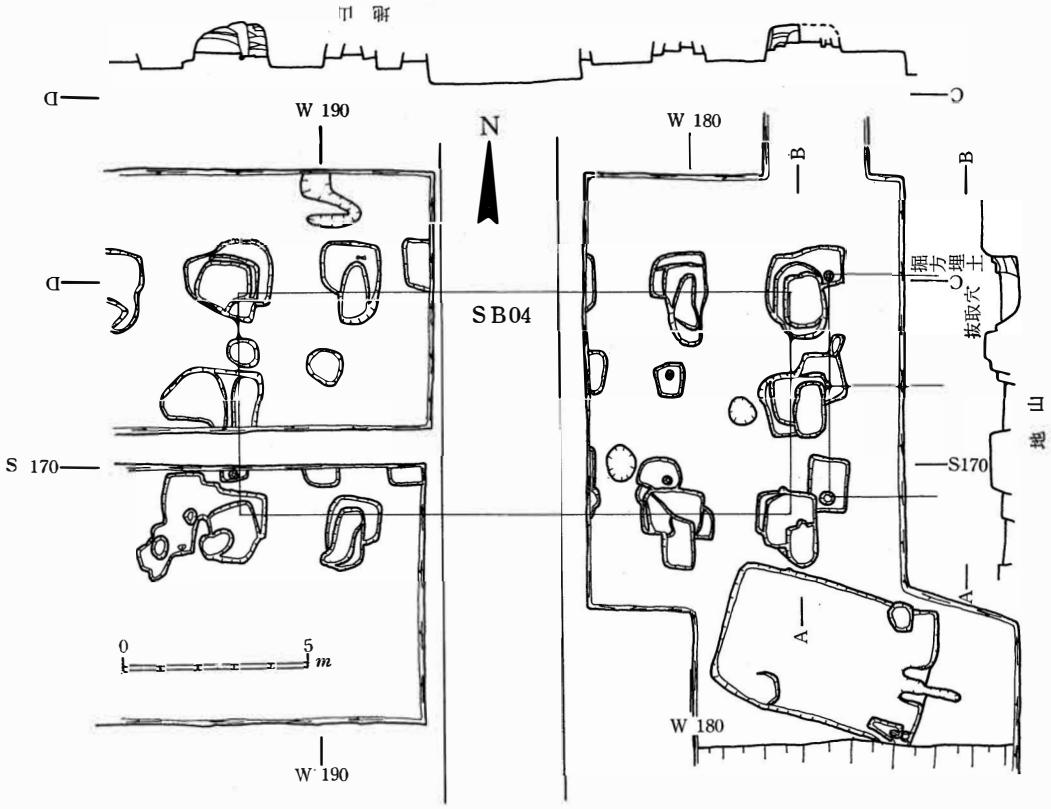

第３図　ＳＢ04ＡＢ建物跡

ＳＢ04Ａ・Ｂ建物跡は，前年３個の掘り方が発見され，大部分は地区外で不明ではあったが，所謂ベタ柱でなく廂の付かない東西棟の，身舎の北側柱列の一部と推測され，注目されたものである。

粗掘りを進め地表下40*cm*の水田床土下の地山（水積火山灰）で，計26カ所の大小複雑な形状の掘り方は，黄褐色ローム層に，部分的に斑に砂利層の入り込んだ地山に掘られ，砂利層の部分では掘り方の縁が崩れ易い。埋土は黒褐色土・地山土が不規則に積まれ，極めて見分けにくい。慎重に精査を継続した結果，６棟の掘立柱建物跡が判明した。（ＳＢ05建物跡は礎石建物跡）

ＳＢ04建物跡の北１東１掘り方（東妻）の断ち割り所見では，東に延びるＳＢ09建物跡を除いて新旧２回の切り合いがある。新旧の中間に黒土が入り込んでいるが，これは新しい方の掘り方の側壁・底面に入った埋土と判断される。新しい方に南側から掘った抜き穴を伴っている。この建物跡

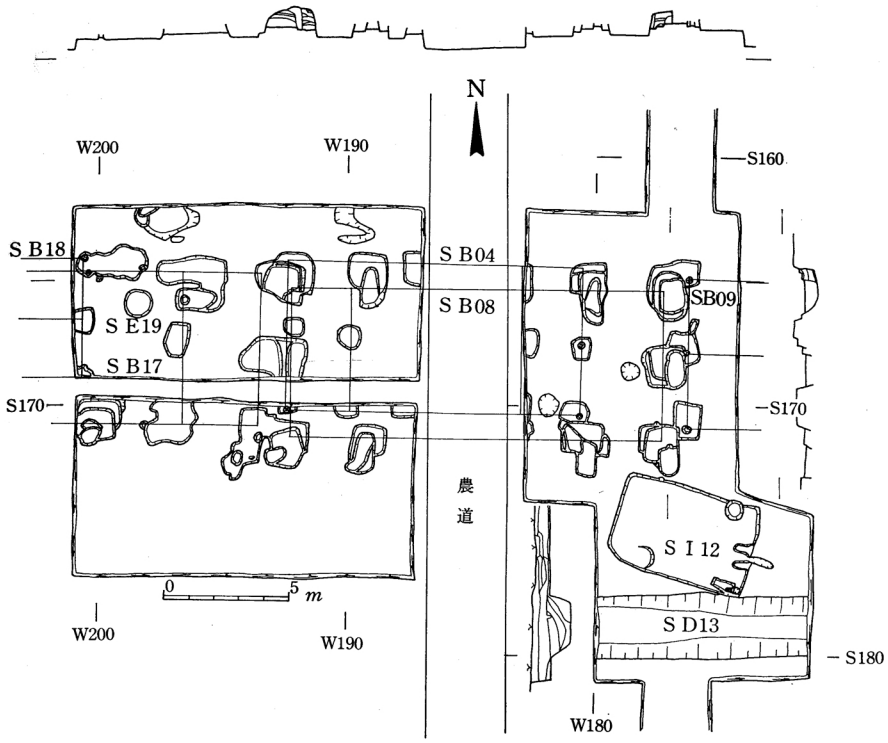

第4図　西群南部建物跡

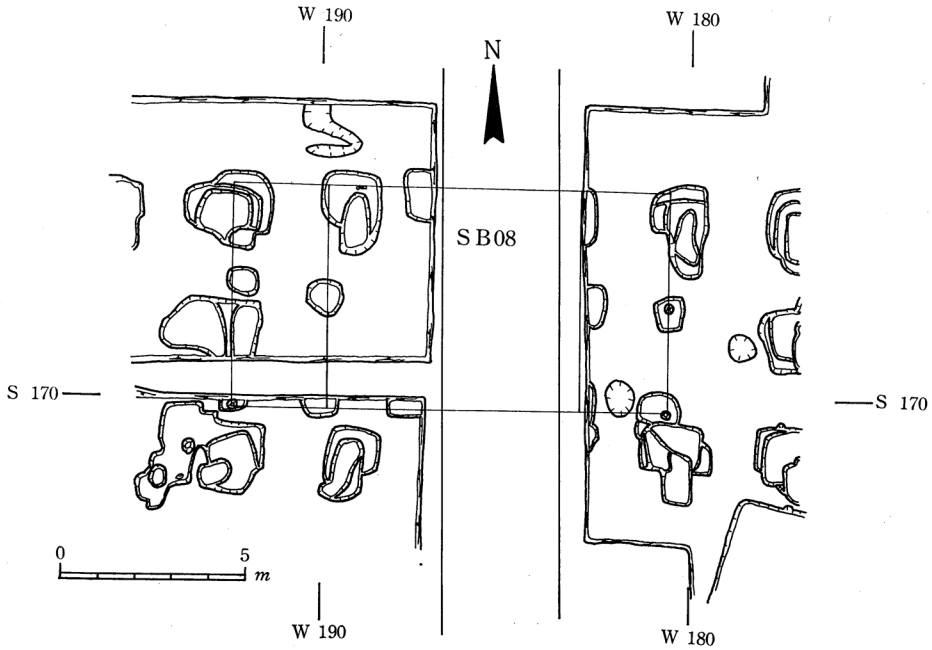

第5図　S B 08 建物跡

の北1東6（西妻）の断ち割り所見では，3回の切り合いがセクション，底面の高低差で確認された。このことは，北1東2・北2東2・北3東2掘り方の精査所見と一致する。SB04建物跡のABは，同一位置に同一規模の建替なので共通の記述をすると次の通りである。

柱位置が確認されていないので，厳密には云えないが，1間約3.0m（10尺）等間で，桁行5間15.0m（50尺），梁行2間6.0m（20尺）の規模を有する掘立柱の東西棟で，側柱のみで内部に柱穴を有せず，廂の付かない建物跡である。建物の方位角は，真東（真北は磁石北から6°30′東へ偏す）を示す。

2）SB08建物跡（第5図　図版12）

柱位置（柱の当り径何れも30cm）が3カ所明らかなので，柱間は桁行で1間約2.4m（8尺），梁行で1間約3.0m（10尺）であることは確かである。規模は桁行3間7.2mの身舎に，両妻廂1間2.4mが付き5間12.0m，梁行2間6.0mである。建物の方位角は，真東から約4°南にふれるらしい。

3）SB09建物跡（第4図　図版13）

東妻にあたる3つの掘り方が検出されたのみで，大部分は調査地区外であるが，柱位置（柱の当り径何れも30cm）は明らかであり，梁行1間3.0m（10尺）等間，桁行は不明，梁行は2間6.0m（20尺）の東西棟である。建物の方位角は，真東に一致する。

4）SB17建物跡（第6図　図版14）

1間約3.0m（10尺）等間で，桁行2間以上，梁間2間6.0m（20尺）の身舎の東妻に，1間6.0m（20尺）の廂が付く東西棟で，建物の方位角は，真東に一致する。

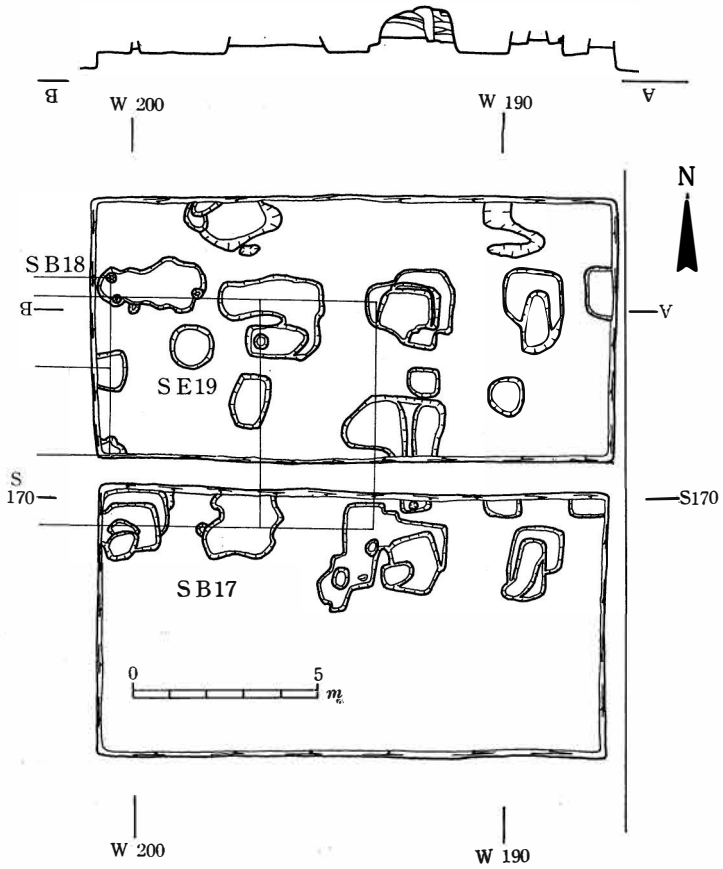

第6図　S B 17 建 物 跡

5)　ＳＢ18建物跡（第６図　図版14）

東西棟の東妻のみが検出され，大部分は調査地区外にある。桁行は不明であるが，梁間は１間2.4m（８尺）で２間4.8m（16尺）である。建物の方位角は，真東に一致するらしい。

6)　掘立建物跡の前後関係

ＳＢ04Ａ建物跡→ＳＢ08建物跡→ＳＢ04Ｂ建物跡の順で，ＳＢ09建物跡をＳＢ04Ｂ建物跡が切っている。またＳＢ17建物跡はＳＢ18建物跡を切っている。これ以外の前後関係については，直接切り合う掘り方がないため不明である。なお，ＳＢ09建物跡とＳＢ17建物跡は，桁行柱列が真東方向の一線上に並び，両者の間隔は17.4m（約58尺）である。

7)　ＳＢ05建物跡（第７図　図版４～８）

真南北に設定した調査基準線上に乗る東西棟で，掘り込み地業上に据え方を不整形に掘りくぼめ，内面に花崗岩の割り石を詰めて根石としたものが，11カ所検出されている。他に４カ所根石の存在が認められるが，原位置を動いている。残り10カ所は耕地整理によって失われている。なお，根石の上を，白河石と云われる熔結凝灰岩をくだいた礫が覆っていたが，これは礎石を２次的に処理したものなので除去し，この下から根石を検出した。建物の規模は，桁行４間9.60m（32尺），梁間

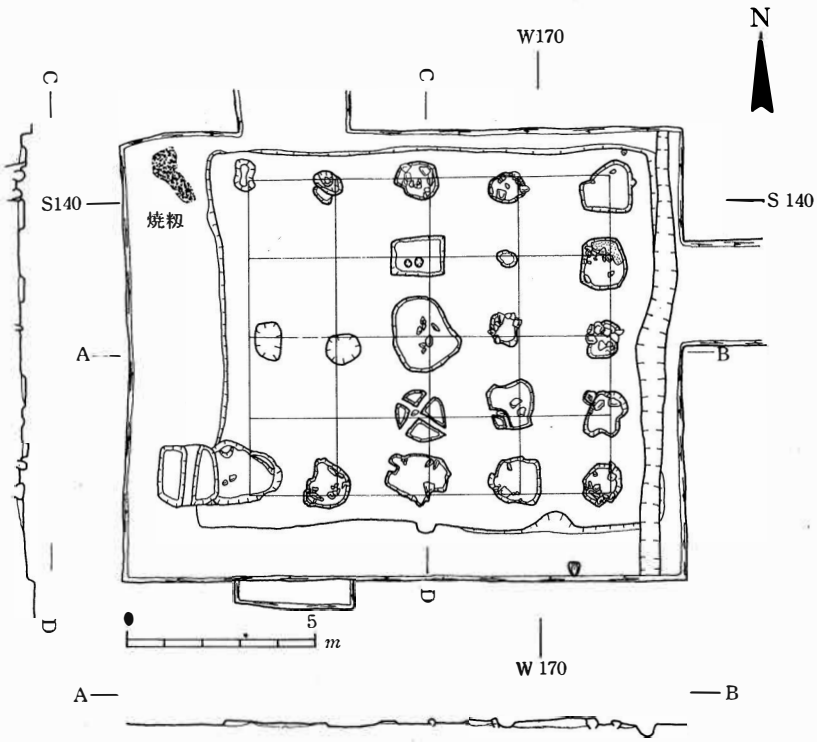

第７図　Ｓ Ｂ 05 建 物 跡

４間（28尺）の礎石を用いた遺構で，建物内部の各柱通りの位置にも礎石が据え付けられていたものである。柱間寸法は，礎石を失っている現在計測は困難であるが，桁行１間2.4m（８尺），梁行

1間2.1m（7尺）とみられる。この建物跡は，全面に掘り込み地業があり，黄・黒互層の4枚から成る版築が認められる。中央を東西に断ち割った所見では，東で25cm，西で15cmの深さを計るのみで，底面のレベルは，周囲の地山とほぼ同一であるからむしろ版築は，基壇状を呈している。従って据え方のくぼみの底は，版築土をつき抜けて地山に達しており，基壇として実効を伴わない状況にある。地業の規模は，東西12m，南北10mである。耕地整理以前の地表は，東下りで，版築土厚の東西差はこれに起因するとみられる。地業の東縁上を南北直線に後世の溝が切り，南西コーナーに後世の大穴がある。建物の方位角は，ほぼ真東に一致する。

西群建物跡に伴う出土遺物は，SB04建物跡北2東6掘り方埋土中より内黒土師器片・縄目平瓦片・同北2東1掘り方埋土中より土師器片・須恵器片，同北3東1掘り方埋土中より縄目瓦片がある。SB05建物跡では・版築土直上で縄目軒平瓦他瓦片数十点，据方内埋土中より縄目平瓦片がある。他にSB17建物跡の地山直上で開元通宝1枚，重複する掘り方を伴わない掘立小柱穴内より須恵系土器がある。

SB05建物の南側トレンチ断面に多量に焼籾の層が観察された。またSB06建物跡西側トレンチ断面にも多量に焼籾を包含する層があった。これらは，それぞれ両者に伴う遺物である。

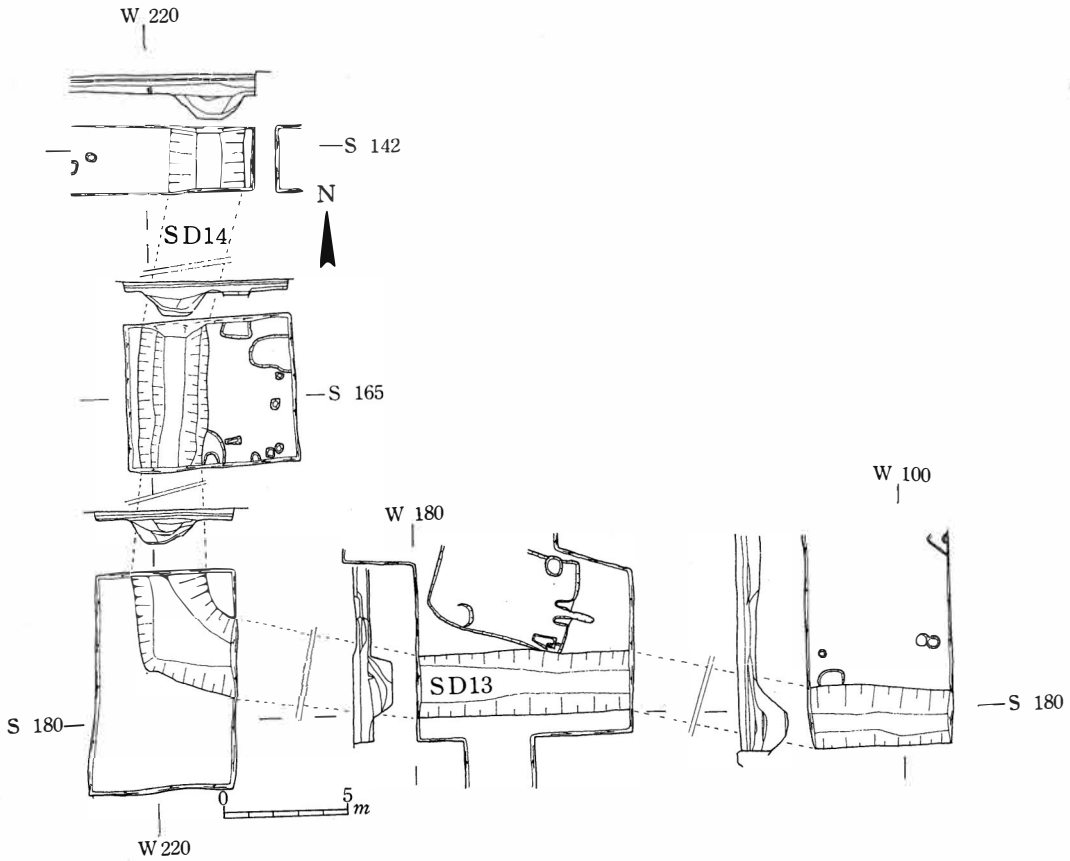

第8図　SD13・14大溝跡

8)　ＳＤ13・14大溝跡（第８図　図版19～30）

南北大溝（ＳＤ14）ではＳＩ42とＳＩ65の位置で３ｍと６ｍ，東西大溝（ＳＤ13）ではW180とW100の位置で９ｍと６ｍ，屈曲部180の位置で６ｍ，計５カ所延長計30ｍを掘り上げた。これら掘り上げた大溝間の間隔は，北から順に18ｍ・６ｍ・36ｍ・66ｍである。ＳＩ42の位置の大溝跡は最初に発見したもので，上幅3.0ｍ（約10尺），底幅1.0ｍ（約３尺）で，地表からの深さ1.8ｍ，地山からの深さ0.9ｍで，底は平で逆台形状の断面をもち上方に開く。S165の位置の大溝跡は，前者より１ｍ西にずれ，上幅平均2.8ｍ，底幅平均0.8ｍ，地表からの深さ1.4ｍ，地山からの深さ0.9ｍで，断面は逆台形で前者と共通である。屈曲部は更に0.5ｍ西にずれており，北壁では上幅3.0ｍ，底幅0.8ｍ，地表からの深さ1.35ｍ，地山からの深さ1.0ｍである。東壁では上幅3.2ｍ，底幅0.8ｍ，コーナーでは上幅3.8ｍ，底幅2.3ｍである。W180の位置では西壁で上幅2.5ｍ，底幅1.5ｍ，地表からの深さ1.6ｍ，地山からの深さ1.0ｍ，東壁では上幅2.4ｍ，底幅0.9ｍである。W100の位置では南に1.4ｍずれ，畔にかかるため南壁は完掘できなかった。掘り上げた部分のみで計測すると，西壁で上幅2.5ｍ（推定3.0ｍ），底幅0.7ｍ，地表からの深さ2.0ｍ，地表からの深さ1.0ｍ，東壁では上幅2.1ｍ（推定3.0ｍ），底幅0.7ｍである。大溝跡の断面観察によれば，埋土は４～５層認められるが，底部に厚く有機質黒土が堆積している状態ではない。埋土中の出土遺物は，ＳＤ14で木炭片，内黒ロクロ土師器坏片，丸瓦第２類片，ＳＤ13で須恵系高台付坏，土師器甕片，ヘラケズリ平瓦片，屈曲部で縄目平瓦片がある。また，ＳＤ14では掘り方状ピット，ＳＤ13では栗囲期竪穴住居跡を大溝が切っている。東西・南北の基準線に対し，ＳＤ14では４°東に，ＳＤ13では２°南にふれ両者は88°の鋭角で曲っている。屈曲部は直角に曲らず，やや内側を鈍角にカーブする感じである。地山からの深さは約1.0ｍと一定の深さを保っている。レベルは，ＳＤ14大溝跡では北から185cm（水糸より）176cm・176cm，ＳＤ13大溝跡では西から176cm，222cm，233cmを計り，ＳＤ14大溝跡では北へＥＤ13大溝跡では東へ傾斜している。ＳＤ13大溝跡とＳＢ14建物跡の間，同じくＳＢ15・16建物跡との間，つまり大溝跡内側に，土塁状遺構の痕跡があり，後者で幅3.5ｍを計る。

9)　ＳＥ19井戸跡（第９図　図版47・48）

径1.1ｍのほぼ正円形で，ロームの地山を穿っている。地山から1.85ｍ掘って落盤のため中止した。この間10層の埋土が認められ，上から順に黒褐色土・地山ブロック混り黒褐色土・砂利混り黒褐色土・黒土混り砂層・砂層・砂利混り黒褐色土（木炭を含む）・黄色砂質土・黒褐色砂礫層・茶褐色粘質土・黒褐色粘質土である。底に達しておらず遺物はない。附近民家の井戸は，８～10ｍの深さがある由である。

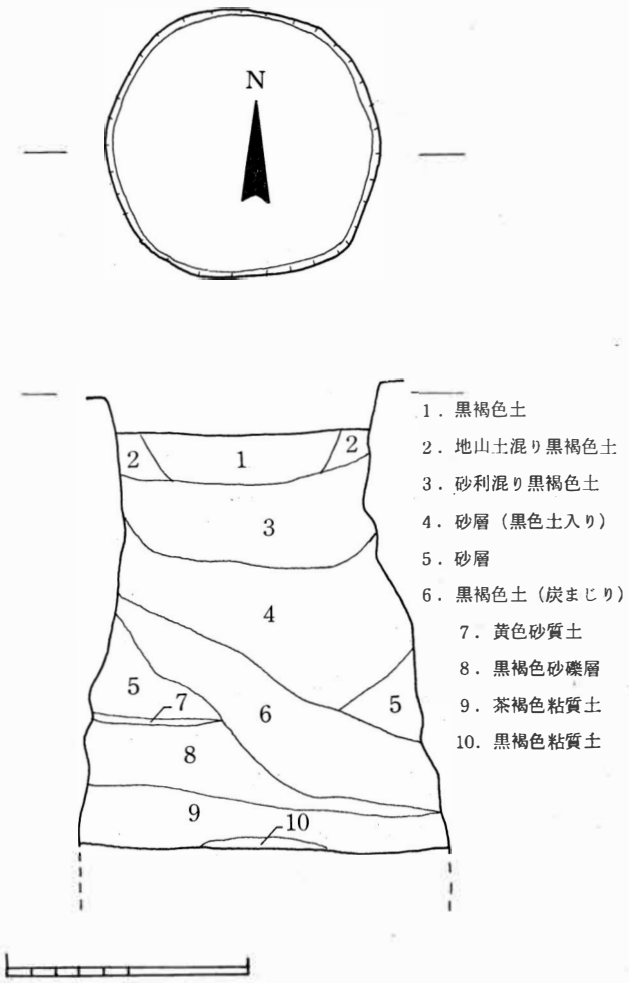

第９図　ＳＥ19井戸跡

10）　ＳＩ12竪穴住居跡（第10図　図版31～34）

地山の面ではじめて気付いたもので，ＳＤ13大溝跡に伴うとみられる土塁状遺構の下にある。主軸は真東から約18°南に偏している。プランは5.7m×3.8mで，東壁中央よりやや南にカマドが付く。南東隅に長方形ピット，北壁東寄りに円形ピットがある。カマドは馬蹄形に粘土（白色粘土）で築成したもので，内部はよく焼けている。煙道は東壁線から水平に1.0mロームを半地下式に掘り込んでいる。燃焼部中央北寄りに甕を利用した支脚がある。壁高は四周とも地山から30cmで，柱穴・周溝は認められない。遺物は南東隅の長方形ピット中，カマドの手前，カマド燃焼部，煙突部上層から４個体分の甕が出土しており，煙突部上層出土のものを除いて底部に木葉痕がある。この住居跡の北壁はＳＢ04建物跡の軒と重なり，南壁はＳＤ13大溝によって切られている。

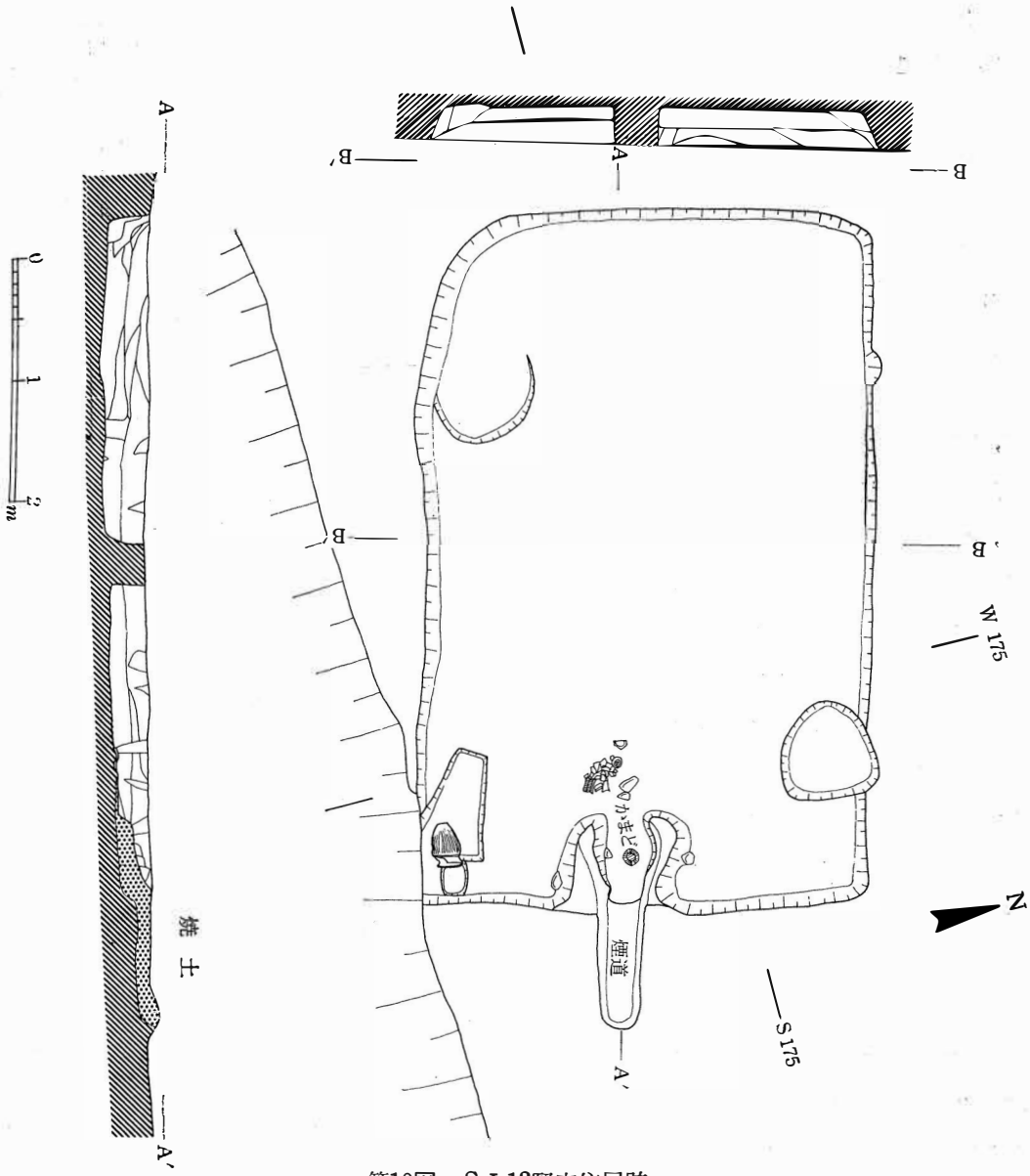

第10図　ＳＩ12竪穴住居跡

11）その他の遺構

ＦＭライントレンチ西端，つまりＳＤ14大溝跡西方に，掘り方状のもの２個と掘り方を伴わない小柱穴13個がある。ＳＢ04・05建物跡の中間08ライントレンチ内に，掘り方１個，ＳＢ11・ＳＢ05建物跡の中間ＦＭライントレンチ内で掘り方を伴わない小柱穴が８個発見されている。

その他ＳＢ04・17・18と重なる掘り方を伴わない小柱穴が若干あるが，何れも建物としてまとまる位置ではない。

なお，ＳＤ14大溝跡埋土上面黒土層に設けた火葬墓１基があり，若干の骨片・木炭が出土している。

第2節　中　群

1)　ＳＢ10建物跡

（第12図　図版37・38）

ＳＢ11建物の東側約10*m*に，根石及び破砕された礎石の痕跡７箇所が検出された。

３*m*幅のトレンチ内であるため，東西四間，南北は二間以上であることが窺われるのみであるが，方位が同一であることや，掘り込み地業の存在しない点などから，ＳＢ11建物跡と同規模の建物であろう。

据方の検出を行なわなかったため，正確な柱間寸法は不明である。なお，東南部から出土した凝灰岩に，直径10*cm*，深さ５*cm*の穴を穿ったものがあり，後述するＳＢ15建物跡から出土したものと同様の遺物と考えられる。

2)　ＳＢ11建物跡

（第12図　図版39～43）

ＳＢ05建物跡の東側45*m*，西群建物跡と，昨年発掘した東群建物跡とのほぼ中間に，礎石建物ＳＢ11が検出された。

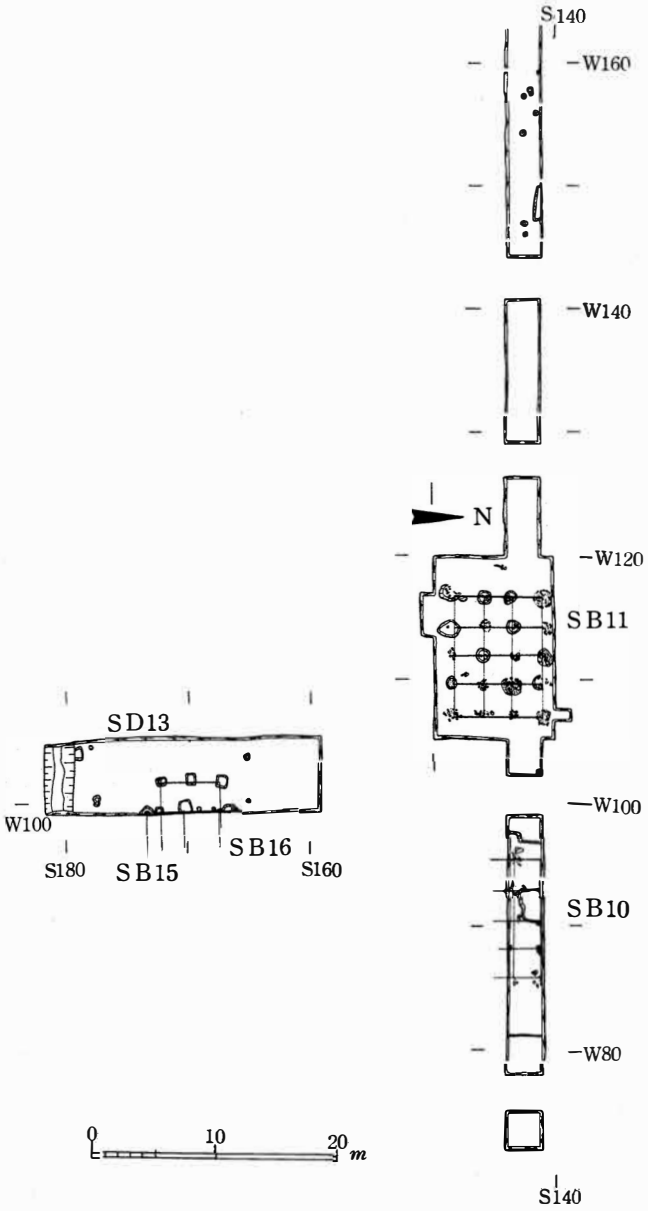

第11図　中　群　遺　構　図

トレンチを拡張して建物跡の全体を検出したが，時間的制約のため，根石の精査はせず，据方の掘り込みを検出するのみで埋め戻しを行なった。

この建物は東西４間，南北３間で建物内部の各柱通りの位置にも礎石が据えつけられていた。礎石は抜き取られ，或いは原位置のまま破砕して埋め込まれてしまい，原形を残すものはない。但し根固石や，礎石抜取穴に投げこまれた礫や瓦片の位置から，20箇所の全柱位置がほぼ確認できる。

この建物には掘り込め地業は認められない。層位を見ると，表土下の水田耕土の更に下に，厚さ

20～40cmの黒褐色土があり，この層の下面から地山の黄褐色土にかけて据方が検出されている。据方の大きさは直径1.3～1.5m前後の不整円形で，白河石や安山岩質の割り石を根石としている。この上に直径1m前後の礎石が据らえれていたものであろう。

据方を確実に検出したのは数箇所のみであるため，柱間寸法などは推定の域を出ないが，桁行4間9.5m（約32尺），梁行3間7.5m（約25尺）前後とみられる。従ってSB11建物跡は柱間が8尺（2.4m）等間隔の東西棟の建物であったという事になる。

建物の方位角は，南北柱列が約1度30分東にずれている。

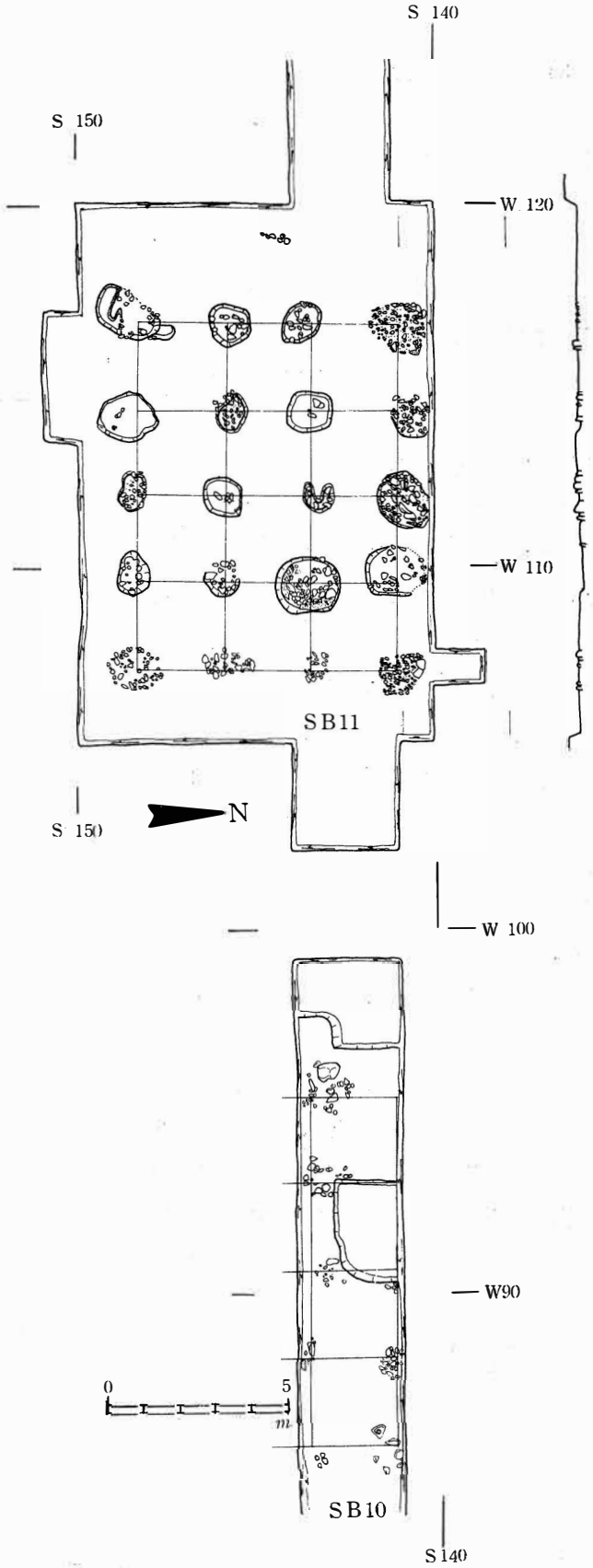

第12図　SB10・11建物跡

3)　ＳＢ15建物跡（第13図　図版44～46）

ＳＢ04建物の東側約78mにあり，西側妻二間分のみを検出した大形の掘り方をもつ掘立柱建物ＳＢ15と，それに重複し西へ更に１間分検出された掘立柱建物ＳＢ16である。共にＳＢ14大溝の北側にある土塁状遺構の内側に位置している。

ＳＢ15建物跡の掘り方は１辺１mの方形で，柱のアタリがあるものは１基だけであるが，掘り方の中心間隔は3.1m（約10尺）である。

4)　ＳＢ16建物跡（第13図　図版44～46）

前者に対して掘り方は１辺80cmほどとやや小さく，柱間隔は2.5m（約8尺）前後である。切り合い関係をみると，ＳＢ16をＳＢ15が切っている。掘り方の断ち割りは行なわなかったため，正確な間隔は不明である。

5)　ＳＤ13大溝跡（第13図　図版29・30）

ＳＤ15，16建物跡の南６mに，ＳＤ13大溝跡の延長部が検出された。農道の畦にかかるため上部幅が確認できなかったが，底部幅0.7～1.0m，深さは検出面より1.2mである。

大溝の埋土は単純で，遺物も殆ど出土しなかった。

大溝の北側に接して，基底部幅3.5m，現高20cmにわたり，黒褐色土と，地山黄褐色土の混合土を積み上げた固い面がある。溝を掘り上げた土を積んだものらしく，土塁，或いは築地基底のような遺構の残存部であるかもしれない。昭和49年５月～６月の緊急調査の際，土塁状遺構と称したものと同様の遺構である。

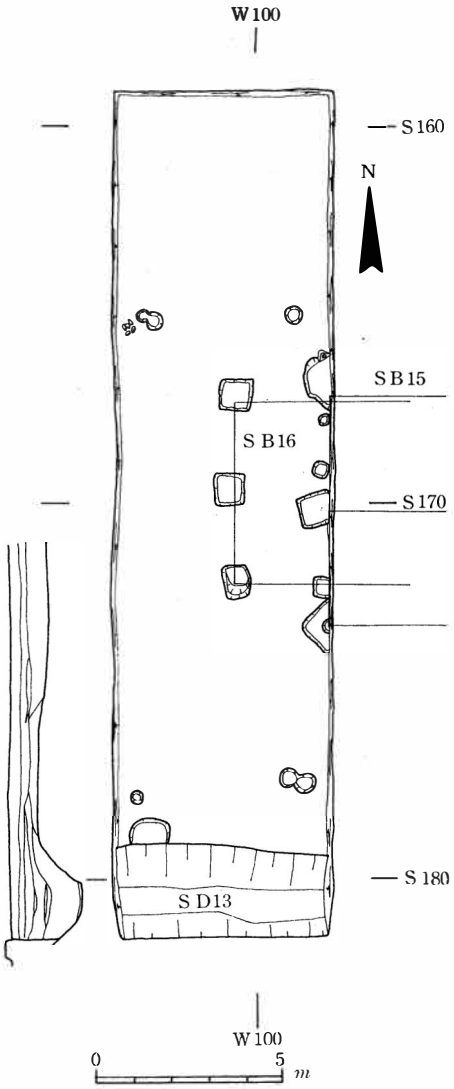

第13図　ＳＢ15・16建物跡・ＳＤ13大溝跡

第3章　出　土　遺　物

出土遺物は，瓦約440点をはじめ，土器，金属製品，火葬骨，焼籾がある。瓦は中群建物跡付近と，その南側に多く見られたが，これは両地点がやや地形的に低くなっており，包含層が割合よく残っていたためであろう。土器には，器形，型式差がみられ，竪六住居跡や大溝からはまとまった資料も見られる。

第1節　瓦（第14図　図版50）

瓦はまとまった資料がなく，遺構との関連があるものもほとんど認められなかったため，一括して述べる事にする。総数436点，文様瓦には，複弁蓮華文軒丸瓦，重弧文軒平瓦，無文軒平瓦，道具瓦には隅平瓦，平瓦・丸瓦には文字瓦1点を含む7種類の平瓦と2種類の丸瓦がある。以下，前年度の調査概報の分類（注1）に従って詳述する。

（Ⅰ）複弁六葉蓮華文軒丸瓦

瓦当面の破片2点，丸瓦との接合部で周縁のX字文が残るもの1点が出土した。瓦当面破片（第14図の1.2．図版50の1.2）は，ＳＢ08，ＳＢ10付近より各1点出土し，共に周縁にX字文があり，間弁の先端が延びて花弁の周囲を包む，複弁六葉蓮華文第三類に属するものである。1点は暗灰色で表面の保存もよいが，もう1点は焼けたものらしく，明褐色で摩滅がひどい。

他に瓦当部欠損の軒丸瓦破片3点があり，内2点は丸瓦第1類である。

（Ⅱ）重弧文軒平瓦

計8点出土した。全て瓦当面にロクロ曳き三重弧文を描いた重弧文軒平瓦第一類である。出土地点は中群建物の南方を中心に，ＳＢ05建物跡，ＳＢ10建物跡周辺，ＳＤ14大溝の埋土直上からも出土している。（第14図の3.4．図版50の3.4）

（Ⅲ）無文軒平瓦（図版50の6.7）

ＳＢ05建物跡，ＳＢ10建物跡より各1点出土したもので，平瓦第6類の短辺に短かい顎部を取りつけ，瓦当面と顎面には平瓦部分と同じ縦の縄目を付けたものである。文様部分が剝れ落ちたものではなく，無文，又は縄目文軒平瓦と称すべきものである。昭和49年5月～6月の緊急調査の際にも1点出土している（注2）。

その他，顎部のみで文様不明の破片1点がある。

（Ⅳ）隅　瓦

平瓦の広端部を切り取ったもので，計9点が出土している。内訳は平瓦第1類が最も多く7点，第3類，第5類が各1点ずつ出土した。平瓦の製作技術は一般の平瓦と変らない。

（Ⅴ）平　瓦

平瓦の分類については，前年度までの発掘調査概報で6類に分けられている。本年度に出土した

1

2

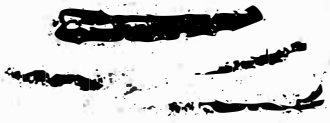

3

4

1．ＳＢ10付近

2．ＳＢ08

3．ＳＢ15．16付近

4．ＳＢ15．16付近

5．ＳＢ05とＳＢ11の中間

5

第14図　遺　物　拓　本

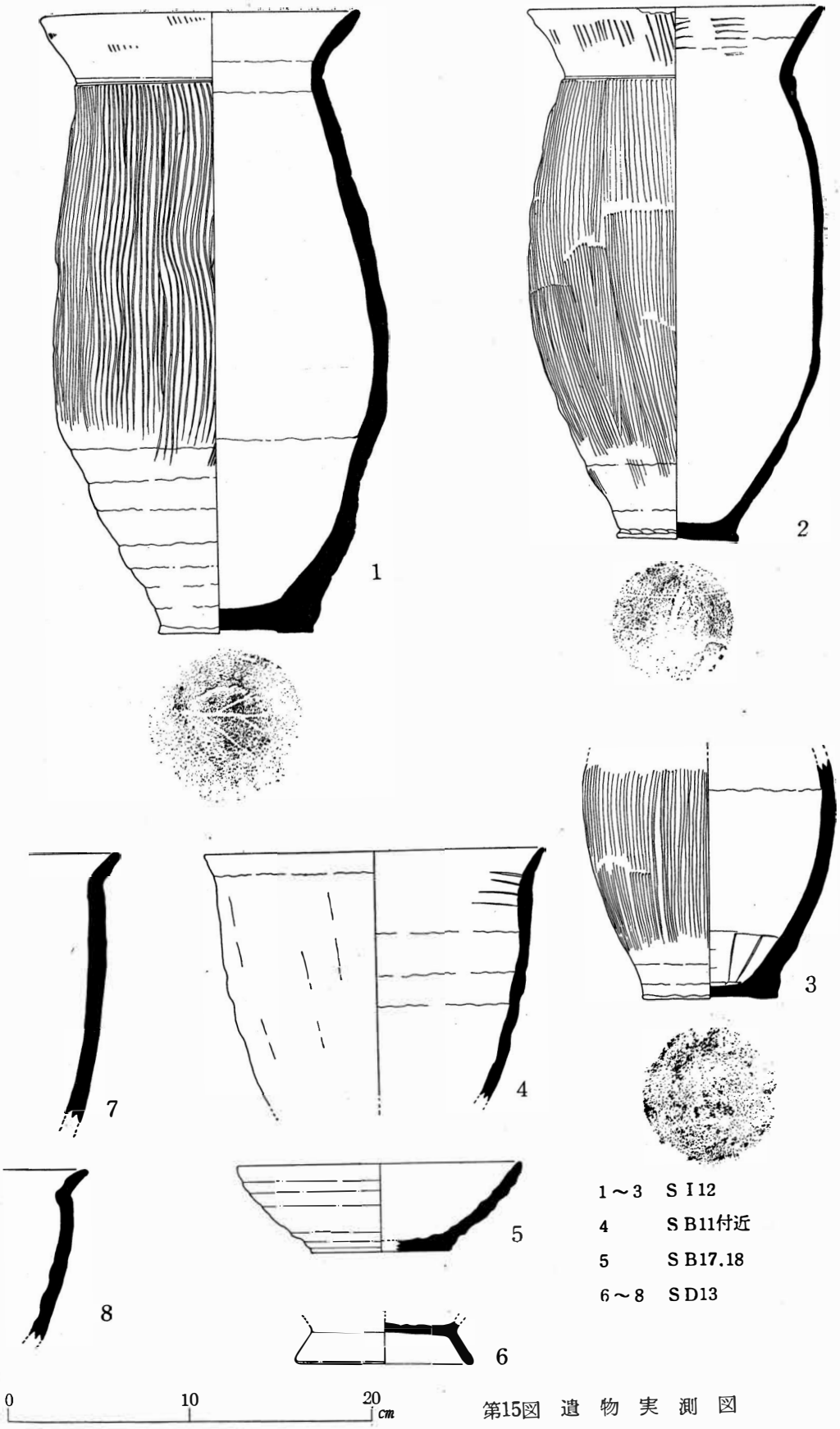

1～3　S I 12
4　S B11付近
5　S B17.18
6～8　S D13

第15図　遺　物　実　測　図

ものは大半この類例に含まれるため詳述をさけ，数量統計と新知見のみを述べる。

平瓦総計322点の内，分類可能な破片は216点，他は小破片である。平瓦第１類が123点で最も多い。詳細に観察すると，粘土板桶巻造りのもと，粘土紐桶巻造りのものに分類できる。大溝からは４点出土している。

第２類は21点，第３類は33点出土している。第３類平瓦の内，ＳＢ05建物跡とＳＢ11建物跡との中間から出土した１点の凸面に，箆書文字が見られる（第14図の５．図版50の５）。文字は「鹿」の崩字のように読まれ，関和久遺跡では初めて出土した文字瓦である。

第４類は少なく２点のみ，第５類は19点，第６類は17点で，内４点は大溝埋土中より出土した。

本年度の発掘によって新たに第７類が設定された。

第７類，昭和48年度概報第５章で，既出土平瓦の第４類とされているものである。即ち「凸面を磨いてはいるが，格子目状もしくは斜格子状の叩目のところどころにのこるもの，凹面には布目がある。粘土板桶巻造りの手法によったものである」とされた平瓦である。発掘ではＳＢ10，ＳＢ11建物跡の南側から１点出土したのであるが，昭和49年５月～６月の緊急調査で，北側台地上から十数点が出土している。叩き目には各種あり，２種類以上を併用したものも見られる。

丸瓦は，丸瓦第１類が圧倒的に多く91点中88点を占める。内３点は大溝出土。第２類は３点のみであるが，ＳＤ14大溝の屈曲部近くの底面から１点出土している。

注１）福島県教育委員会編「関和久遺跡Ⅰ――史跡措定調査概報――」（福島県文化財調査報告書第39集）昭和48年

注２）泉崎村教育委員会編「関和久遺跡――県道拡幅工事に伴う調査――」昭和49年

第２節　土　器

遺構関係のものを中心に述べる。

１）ＳＩ―12竪穴住居跡（第15図の１～３．図版49の１～３）

土師器の甕４個体分が出土したが，復元可能なものは３点であった。第15図１は，カマドの南側のピット中に横に埋没していたもので，口径17.5㎝，底径8.5㎝，高さ34.0㎝である。最大径が体部下半にあり，底部は木葉底で，体部下半は厚手につくり，上半は薄手で縦に刷毛目調整，頸部に段を有し，口縁部より内面にかけて横ナデ調整を行なう。

第15図２は，カマド正面より破砕して出土したもので，復元によってほぼ完形になった。口径16.2㎝，底径6.6㎝，高さ29.0㎝である。①よりやや小形で器厚もうすい。底部は木葉底で，体部より口縁にかけて縦に刷毛目調整を施した後，口縁より内面にかけて横ナデ調整を行なっている。頸部には段がある。

第５図３は，カマドの中央に伏せて埋めこまれ，支脚として使用されていたもの。体部下半のみの破片である。火による再酸化がひどく詳細は不明であるが，底径7.4㎝，現高13.0㎝で，底部は木葉底らしく，体部には縦の刷毛目調整が見られる。

ＳＩ12竪穴住居跡からは，この他にカマド煙道上からも土師器甕１点が出土しているが，破片のため復元不能であった。胴部は縦にヘラケズリが行なわれ，他の３点とは相違がみられる。

２）ＳＤ13，14大溝跡（第15図の６～８　図版49の５～７）

遺物の量は少なく，層位による遺物の変化も見られない。溝の底部から出土した遺物は瓦のみで，平瓦第６類，丸瓦第２類が各１点である。ＳＤ13大溝跡の埋土上部からは，須恵系土器の高台坏破片（第15図６），土師器甕（第15図7.8）が出土した。甕は，口縁が短かく外反し，体部に縦のヘラケズリを行なうものであるが，同層位からロクロ痕のある薄手の甕も出土している。

３）ＳＢ17，18建物跡（第15図５　図版49の４）

ＳＢ17.18建物跡の位置に，建物としてまとまらない直径20～30㎝の小掘立柱穴があるが，この柱穴埋土中から須恵系土器が出土した。約½の破片であるが，復元すると口径15.5㎝，底径7.6㎝，高さ4.8㎝ほどになる（第15図５）。ロクロ成形で，回転糸切りによって切り離され，再調整は行なわない。ＳＢ17，18建物跡以後の遺物と思われる。

４）ＳＢ11建物跡（第15図４）。

ＳＢ11建物西廂付近の黒褐色土から出土した土師器鉢の破片がある。明褐色で，復元口径18.6㎝，現高13㎝外面に煤が付着している。ロクロを使用せず，横ナデ調整と縦位ヘラケズリ調整を併用している（第15図４）。

５）その他の出土土器。

須恵器，土師器の他，須恵系土器，中世陶器，更に関和久遺跡以前の遺物として，縄文土器数点が出土している。

須恵器。

土師器に比べて数が多い。器形には，甕，長頸瓶，蓋，坏，鉢などが確認できる。

甕の破片が最も多く，口縁に波状文のある破片も２点見られる。坏は数は少ないが，底部に回転ヘラキリ痕のあるものが２点あり，他の切り離し手法は出土していない。長頸瓶，蓋は破片のみで，蓋の内１点には硯に転用されたらしく，摩滅して墨が付着したものがある。鉢は底部付近の破片２点のみであるが，断面三角形の太い高台をつけ，内面は摩滅して滑らかになっている。

土師器。

甕，鉢，坏があるが数は少ない。坏は内面黒色処理をし，ロクロ成形で底部には回転ヘラケズリ，又は手持ちヘラケズリ調整痕がある。

須恵系土器，青磁その他。

須恵系土器も総量としては少なく，大溝出土の高台坏，柱穴出土の坏の他は小破片10点前後である。灯明皿破片もある。

青磁破片１点がある。蓮弁の浮き彫りがあり，オリーブ色がかった緑色の碗の破片らしい。

中世陶器には，擂鉢，甕などがある。又縄文土器は，後期のもので，分銅形打製石斧１点も出土

した。

第３節　金属製品（図版49の８）

◦ＳＢ10建物跡の西側から鉄製刀子が１点出土した。銹化が著しく評細は不明。又，ＳＢ05建物跡とＳＢ11建物跡の中間から，青銅製の鋳造品破片，ＳＢ17，18建物跡の表土から，「開元通宝」１点（図版49の８）が出土した。

第4章　考　　察

第1節　遺　　構

今回の発掘調査によって検出した遺構は，礎石を使用した建物跡3棟，掘立柱構造の建物跡8棟，竪穴住居跡1棟，井戸跡1所，大溝跡2条および若干の小穴群などであった。これらの遺構は，所在位置から西群と中群の2つのグループに区分できる。また，昭和47・48年度の発掘調査（注1）では，3棟の礎石使用建物跡からなる東群を発見しているので，関和久遺跡の南半地域には少くとも3群の建築遺構が存在することが判明した。なお，昭和49年5～6月に実施された県道白河一母畑線拡幅改良工事に伴なう緊急調査によって，関和久遺跡の北辺近くにも掘立柱構造の建物跡などの遺構群があることが知られている（注2）。

ここでは，これらの発見遺構のうち，建築遺構および大溝跡について考察を行なう。

1）建築遺構

今回検出した建築遺構には，柱を支える構造から，礎石を使用した建物跡（ＳＢ06・ＳＢ10～11）と，掘立柱構造の建物跡（ＳＢ04Ａ～04Ｂ・ＳＢ08～09・ＳＢ15～18）の2種類がある。礎石を使用した建物跡は，建物内部の各柱通りにも側柱列と同様の大きさをもった根石群があるので，すでに発掘しているＳＢ01～03・ＳＢ06と同じ構造であり，昭和47年度の調査概報(注3)で考察したように，高床の倉庫の遺構と考えられる。これに対して，掘立柱構造の建物跡は，長方形の平面をもち，建物内部の柱通りに柱を立てた痕跡がないので，切妻形の屋根をもった土間の建物の遺構と考えられる。このような掘立柱構造の建物跡は，各地の古代官衙遺跡から数多く発見されている建物跡と全く同じ構造のものである。なお，昨年度の発掘調査では，掘立柱構造ではあるが建物内部の各柱通りにも柱穴のある高床の倉庫跡1棟（ＳＢ07）も発見している。それ故，関和久遺跡では礎石使用の倉庫・掘立柱構造の倉庫・掘立柱構造の官衙建物の3種類のあったことが明らかになった。

倉庫跡については，ＳＢ05倉庫跡が桁行4間（9.6m≒32尺）×梁行4間（8.4m≒28尺）で，柱間寸法が桁行方向で各8尺，梁行方向で各7尺であり，ＳＢ11倉庫跡が桁行4間（9.5m≒32尺）×梁行3間（7.5m≒25尺）で，柱間寸法は大体において8尺等間であった。ＳＢ10倉庫跡は部分的にしか調査していないが，ほぼＳＢ11倉庫跡と同規模と推定できる。今までの発掘調査で検出した礎石使用の倉庫跡で規模の判明しているものが桁行4間×梁行3間で柱間寸法9尺等間であったこと（注4）と較べると，同じ構造の倉庫にも規模の上で多くの種類のあったことを示している。しかしながら，倉庫群の配置状況を観察すると，ＳＢ05倉庫跡は規模の異なるＳＢ06倉庫跡と約11mの間隔で棟を揃えて東西に配置されており，ＳＢ01～03倉庫跡やＳＢ10～11倉庫跡と同様の配置関係にある。さらに，ＳＢ05およびＳＢ06倉庫跡の周囲から多量の焼籾が出土しており，両倉庫の使用状況に差異のなかったことがうかがえる。天平10年の和泉監正税帳（注5）によれば同国日根郡などで規模構造の異なる倉が数棟ずつ群をなして並んでいたことがわかるが，関和久遺跡の場合

も同様と考えられる。

つぎに，今回発掘した掘立柱構造の官衙風建物跡については，８棟のうち規模を把握できたのはＳＢ04Ａ・Ｂ建物跡（各桁行５間×梁行２間，柱間寸法３ｍ≒10尺等間）と，ＳＢ08建物跡（桁行５間×梁行２間，桁行の柱間寸法2.4ｍ≒８尺等間，梁行の柱間寸法３ｍ≒10尺等間）の３棟にすぎない。しかし，他の建物跡も皆，廂のない梁行２間の東西建物であり，梁行の柱間寸法もＳＢ16とＳＢ18が2.4ｍ≒８尺で，他はすべて３ｍ≒10尺である。さらに，ほぼ１列に東西に並んで配置されていることから，すべて同じ性格の建物群とみられる。これらの掘立柱建物群の用途は何であろうか。まず第１に，これらの建物跡群は，ほぼ１列に東西に並ぶＳＢ05～06・ＳＢ10～11の倉庫跡群と並行して東西に１列に並んでおり，倉庫跡群との間隔は17～18ｍにすぎない。また，倉庫跡群との中間には築地や掘立柱列のような区画施設の遺構は発見されていない。ところで，養老倉庫令の規定（注６）では「倉を去ること50丈の内に館舎を置く事を得ざれ」とされている。陸奥国宮河郡においても令の規定通りに実行されていたと仮定すれば，倉庫群に近接して並ぶ掘立柱建物群は館舎ではないことになる。さらに前述の和泉監正税帳では，倉庫と共に頴稲を収める屋の存在が記されており，天平10年の駿河国正税帳にも正倉とともに税屋のあったことが記されている（注７）。このように関和久遺跡における掘立柱建物跡群は，その配置関係から倉と類似する機能を有する建物群の遺構である可能性も否定できない。しかし，一方では掘立柱建物跡群の周辺では焼籾が出土しておらず，掘立柱建物跡はすべて複雑に重複し，数多くの建替えの痕跡が認められるのに対して高床の倉庫跡では掘立柱構造の場合でも建替えの痕跡が認められない。この事実は掘立柱建物跡群の用途が倉庫跡群と一致していないことを暗示している。関和久遺跡における倉庫群と並列する掘立柱建物群の性格については，今後の発掘調査によって解明させる必要がある。

２）大溝跡

今回の発掘調査の成果の１つは，ＳＤ13～14の大溝跡の発見であった。南北方向にのびるＳＤ14と東西方向にのびるＳＤ13とは，各々の南・西端でほぼ直角に接続しており，溝の幅や深さおよび溝内堆積土の状況もほぼ一致している。しかも，ＳＤ13の南方およびＳＤ14の西方地区では建物跡などの古代の明確な遺構が存在しないので，関和久遺跡の南辺および西辺を区画する施設と考えられるものである。大溝の年代については，ＳＤ13が栗囲式土器を出すＳＩ12竪穴住居跡の一部をこわして掘られているので，それより新しいことは確実であるが，溝内の堆積土内から出土する遺物はいずれも古代に属するものであり，関和久遺跡の使用年代と一致している。

これまで郡家跡と考えられる遺跡では，建物群の配列を把握できても全体の規模を知ることがなかった。関和久遺跡では大溝跡の発見で遺跡の規模を把握する手掛りを得たわけである。そこで現在の資料にもとづき遺跡の規模について予察を行ない，今後の調査研究への手掛りとしたい。

今回の発掘調査によって，ＳＤ13大溝跡は西端から約122ｍ東方まで続くことを確認しており，ＳＤ14大溝跡は南端から約37ｍ北方まで続くことを確認している。しかし，両溝跡とも更に続くこ

とは確実である。木野内氏の豚舎建設の際にＳＤ14大溝跡の北延長上にあたる約120m北で大溝跡の一部を発見している。また，これらの大溝跡が昭和47・48年度に発掘調査した東群の建物跡をも取り込んで遺跡の周囲をめぐるとすれば，昭和47年度に大溝跡の西南隅より約262m東方の地点まで発掘しているにもかかわらず対応する大溝跡を検出していないので，ＳＤ13大溝跡の長さは少くとも262m≒873尺より大きいと考えられる。すなわち，関和久遺跡の東西幅は２町より広いことになる。また，49年５～６月の緊急調査によって県道白河―母畑線の拡幅部分から掘立柱建物が検出されているが，これは大溝跡の西南隅から約320m北方の位置の東延長上にあたる。これらの事実から，関和久遺跡の規模は，１町＝360尺を単位とする正方形の地を占めると仮定すれば，３町四方であった可能性が強い。

注１　福島県教育委員会編「関和久遺跡―史跡指定調査概報―（福島県文化財調査報告書第39集）昭和48年
　　同編「関和久遺跡―史跡指定調査概報―（福島県文化財調査報告書第44集）昭和49年
注２　福島県泉崎村教育委員会編「関和久遺跡―県道拡幅工事に伴う調査―」昭和49年
注３　注１に同じ
注４　ただし規模不明なＳＢ03倉庫跡は７尺等間。
注５　竹内理三編「寧楽遺文上巻政治編」昭和37年
注６　養老倉庫令倉於高燥処置條
注７　注５に同じ

第２節　遺　　物

昭和49年度発掘調査の出土遺物は，瓦，土師器，須恵器，須恵系土器，青磁片，開元通宝，刀子，金属製品，焼籾のほか，縄文土器片，石斧，火葬骨がある。

瓦は436点出土しているが，建物遺構と直接関連する状態で出土したものはない。

瓦については，昭和49年５月～６月の緊急調査（注１）で発見された無文（縄目）軒平瓦片２点が新たに加わったこと，格子状叩目を有する瓦が，前記緊急調査で十数点出土したのに次いで今回も１点出土し，平瓦第７類が設定されること，平瓦第３類でＦＭライン・トレンチ中央出土の破片に「鹿」字と判断される文字瓦片が発見されたことなどが指摘される。なお，「鹿」字とすれば和名抄記載の鹿田郷が想起され，吉田東吾の大日本地名辞典では，竹貫，赤坂（古殿村，鮫川村）を疑している。

土器については，ＳＩ12竪穴住居跡出土の甕が注意される。カマド南のピット中より出土した完形の甕は，最大径が体部下半にあり，底部に木葉痕を有し，頸部に段を形成する特徴をもち，東北土師器編年（注２）の栗囲式に含まれるものである。その実年代は，国分寺下層式に先行するところから，天平13年（751）以前の８世紀前半とされる（注３）。

長胴甕の器形の変遷は，この地方ではやや太身で最大径が胴中央部にあるもの→最大径が胴部下半にあるもの→最大径が胴部上半にあるものの発展がほぼ認められている（注４）。このことから，当該甕は栗囲式の中でも前半の８世紀初頭に置くことが可能と思われる。

昭和49年５月～６月の緊急調査において，北方台地を調査した際の出土遺物（注５）と，今回の

出土遺物を比較すると，栗囲式の土師器，無文軒平瓦，格子状叩目平瓦，須恵系土器，開元通宝等共通するものが多く，その示す年代も8世紀初頭～11世紀と一致する。

注1　泉崎村教育委員会「関和久遺跡一県道拡幅工事に伴う調査一」昭和49年
注2　歴史第14輯「東北土師器の型式分類とその編年」氏家和典，昭和32年
注3　山形県の考古と歴史「陸奥国分寺跡出土の丸底坏をめぐって」，氏家和典　1967
注4　「七斗蒔遺跡概報」福島県教育委員会　昭和45年。
注5　注1に同じ。

第3節　遺跡の性格

過去2年の発掘調査の結果によって，われわれは関和久遺跡をもって陸奥国白河郡家跡に擬定した。（注1）その理由はこの遺跡は寺院跡とは認められず，穀倉を多く備えた地方官衙と認められるからである。穀倉を多く備えた地方官衙として第一に考えられるのは郡家であることは文献的にも考古学的にも認められることである。この推定は本年度の発掘調査の結果によっても変更の必要は認められない。

伊東信雄博士現地説明風景

本年度に発掘された建物跡は前節で見たように竪穴住居跡1棟，礎石を用いた倉庫跡3棟，掘立柱の倉庫風でない建物8棟である。これに前年までに発掘調査されているものを加えると，竪穴住居跡1棟，倉庫8棟，倉庫風でない建物8棟の17棟になる。この中で竪穴住居跡は他の建物よりも古いもので，郡家建設以前のものと思われるからこれを除外すると，倉庫8，倉庫以外8となり，同数である。ところが倉庫の場合には建物の重複が認められないのに対し，掘立柱の官衙風建物は重複が認められるので，同時に建っていた建物数は半分ぐらいに減ってしまうので，倉庫の方が多いということは認めざるを得ない。

しかもその配置を見ると，倉庫の方がそれ以外の建物よりも広い範囲に散らばっている。今年西部および南部で発見された大溝（SD14，13）は遺跡の四周を区切る空濠の一部と思われるのであるが，その一辺の長さは3町（327m）あったのではなかったかと推定される。遺跡の平面図の上に，この正方形を描いて見ると倉庫が正方形の南半の東，中央，西と広い部分にちらばっているのに対し，倉庫以外の官衙風の建物はその南端に東西一列にならんでいるにすぎない。もっとも官衙風の建物と言っても，これらの建物は工事から見ても，大きさから言っても倉庫よりも格の落ちる建物である。現在までの状況ではこの遺跡における倉庫の優位は覆いがたい。

もちろん郡家には倉庫よりも重要な建物があったはずである。時代が少し下るが，長元3年（1030）の『上野国交替実録帳』（注2）によると，上野国の各郡には郡庁，館，厨家，正倉などの建物があったことが知られる。郡庁というのは郡の政務を行うところで，郡家においてもっとも重要な建物であったにちがいない。館は郡司の居館であり，厨家は酒屋，納屋，竈屋，備屋などの名称

のあるところから見ると，食料を貯えたり，調理をしたりするところであったろう。正倉は郡の租稲を収納するところで，郡庁とならんで郡家の機能に則した施設である。建物の数は郡庁と厨家が少く，館と正倉が多く，天元3年の上野国諸郡の平均では，郡庁3～6，館16，厨家4，正倉13である。そうして同種の建物が一定の地区にまとまって院をなしていたことは『令集解儀制令』の五行の条所註古記に郡院，倉庫院，厨院という言葉があることによって知られるのである。

いま関和久遺跡の発掘によって明らかになった建物の配置を見ると倉庫のある区域と非倉庫的な建物のある区域は画然として分れている。これが集解古記に院と呼ばれたものの姿かも知れぬ。そうすると倉庫院より貧弱な掘立柱の建物群は厨院にでも充つべきであろうか。興味ある問題である。

注1　福島県教育委員会「関和久遺跡」Ⅰ，Ⅱ。
注2　『平安遺文』第4609文書

第4節　ま　と　め

(1)　昭和49年度には明地大門地区の西南方で総計13.7アールの面積を発掘調査した。

(2)　この発掘区域内から建物跡12棟，大溝2条，井戸跡1個が発見された。

(3)　建物跡12棟の内訳は次の通りである。

A	竪穴住居跡	1棟
B	礎石を用いた建物跡	3棟
C	掘立柱を用いた建物跡	8棟

(4)　竪穴住居跡（ＳＤ12）は栗囲式の土師器を出すが，その一部が郡家遺跡の外周をなすと思われる大溝によって切られているところから見て郡家遺跡以前のものである。

(5)　礎石を用いた建物はベタ柱であって倉庫と思われる。倉庫には従来知られていた4間3間のもののほかに4間4間のもの（ＳＢ05）もあったことが新らたに知られた。なおＳＢ05附近からは焼籾が出土したが，ＳＢ10，ＳＢ11にはそれが認められなかった。

(6)　掘立柱を用いた建物（ＳＢ04Ａ，ＳＢ04Ｂ，ＳＢ08，ＳＢ09，ＳＢ16，ＳＢ17，ＳＢ18）には建物内部に柱を立てた痕跡がなく，切妻の屋根をもった土間の建物と考えられる。これらの建物は倉庫群のある区域の南方に，東西一列に並んで建てられており，倉庫と混在することがない。またしばしば倉庫跡には見られなかった建物の建て直しの跡が見られる。その位置，間取り，大きさから見て，郡庁というような郡家の中心的存在であったとは思われない。おそらく厨屋と呼ばれた種類の建物であった。

(7)　調査区域の西方および南方において，この遺跡の外側をめぐると思われる大溝の一部（ＳＤ14，ＳＤ13）が発見されたことによって，郡家の四至を明らかにし得る可能性が認められるに至った。それは大体3町（327m）四方と推定されるが，来年度の発掘調査によって正確な数字が出るであろう。

(8)　井戸の跡は径1.1m深さ1.85m以上であるが，崩壊のため底まで究め得なかった。遺物が見出

されなかったため使用の年代を決定することはできなかった。

(9) 出土遺物としては瓦，土師器，須恵器，などがあるが，従来出土しているものと殆んど変りなく，8～11世紀頃のものと見て差支えない。

(10) 以上の発掘調査の結果は本遺跡をもって陸奥国白河郡家跡とするわれわれの見解に矛盾するものではない。

付章　東北の重弁蓮華文軒丸瓦

1. はじめに

関和久遺跡から複弁六葉蓮華文軒丸瓦とならんで重弁八葉蓮華文軒丸瓦が出土しているが，この瓦は多賀城の創建当初の瓦と近似したものである。この事実に注目した内藤政恒氏が多賀城と同種の瓦を有する関和久遺跡を神亀5年に設置された白河軍団の遺跡と推定する根拠としたことは，昭和47年度の調査概報「関和久遺跡Ⅰ」に記したところである。いうなれば，重弁蓮華文軒丸瓦は関和久遺跡を世上に紹介するきっかけとなった瓦ということができる。

ところで重弁蓮華文軒丸瓦とは，軒丸瓦の瓦当面の各蓮弁の基部に小弁を重ねて蓮花文を表現したものであり，小さな中房には多く1＋4の蓮子が浮き出されている。このような文様の瓦は，広義には単弁蓮花文軒丸瓦といわれるものの仲間に入るが，大和山田寺の軒瓦を祖型とするわが国の山田寺系単弁蓮華文軒丸瓦とは周縁の文様・小弁の形状・中房の蓮子などの点で著しく異なるものである。さらに，東北地方南半部に多く分布することも一つの特徴であり，単弁蓮華文の東北地方における一様相として，重弁蓮華文が区別される。

東北地方における重弁蓮花文軒丸瓦を最初にとりあげたのは，内藤政恒氏であった。内藤氏は，昭和12・13年に「東北地方発見の重弁蓮華文鐙丸に就いての一考察」（宝雲20・22）という論文を発表して，多賀城跡出土瓦をはじめとする東北各地の重弁蓮華文軒丸瓦を紹介するとともに，文様の変遷を論じて多賀城跡から出土する最古式瓦が最も古く，陸奥国分寺跡等から出土するものがこれに次ぎ，胆沢城跡等のものが新しいとの編年を明らかにした。ついで，昭和29年の「多賀城古瓦草創年代考」（文化18―1）では，多賀城最古式の重弁蓮華文軒丸瓦の年代を白河・玉造両軍団の置かれた神亀5年と推定し，名賀城跡・多賀城廃寺跡・菜切谷（廃寺跡）・日の出山窯跡出土瓦の同笵関係を論じている。内藤氏は昭和43年の「古瓦」（住田氏と共著）でも，東北地方における重弁蓮華文軒丸瓦の展開について総括的に論じている。その他，伊東信雄氏（註1）・工藤雅樹氏（註2）が重弁蓮華文に関する研究を発表しており，宮城県多賀城跡調査研究所（註3）も多賀城跡等から出土するこの種の瓦について報告している。

したがって，東北地方の重弁蓮華文軒丸瓦については，すでに明らかになっていることが多いが，最近になって発見された遺跡もあるので，その概要について記しておきたい。

東北地方において重弁蓮華文軒丸瓦の出土が知られている遺跡は，現在33か所を数えることができる。県別にあげると，福島県3か所，宮城県26か所，岩手県4か所で宮城県に圧倒的に多いが，遺跡の種類別にみると窯跡14か所，官衙あるいは城柵跡と考えられるもの7か所，寺院跡10か所，遺跡の性格不明な遺物包含地2か所となっている。各遺跡の名称などは次表のとおりである。

東北地方の重弁蓮華文軒丸瓦出土地名表

県別番号	遺跡名	所在地	種類	文献
福島 1	関和久遺跡	福島県西白河郡泉崎村関和久	官衙跡	福島県教育委員会「関和久遺跡Ⅰ」昭48
2	借宿廃寺跡	白河市	寺院跡	同　上
3	小浜代遺跡	双葉郡富岡町小浜	寺院跡？	福島県富岡町教育委員会「小浜代遺跡第1次発掘調査概報」昭45
宮城 1	多賀城跡	宮城県多賀城市市川	官衙跡	宮城県多賀城跡調査研究所年報1970，昭46
2	多賀城廃寺跡	多賀城市高崎	寺院跡	宮城県教育委員会，多賀城町「多賀城調査報告Ⅰ—多賀城廃寺跡—」昭45
3	陸奥国分寺跡	仙台市木下	〃	宮城県教育委員会「陸奥国分寺跡発掘調査報告書」昭37
4	陸奥国分尼寺跡	〃　志波町	〃	伊東信雄・工藤雅樹「陸奥国分尼寺跡調査報告書」昭44
5	二の森窯跡	〃　原町小田原二の森	窯跡	内藤政恒「仙台市台ノ原小田原瓦窯址群と出土の古瓦㈡」歴史考古11，昭39
6	蟹沢中窯跡	〃　〃〃　蟹沢中	〃	同　上 古窯跡研究会「陸奥国官窯跡群」昭48
7	安養寺下窯跡	〃　〃〃　安養寺下	〃	同　上
8	前田窯跡	〃　〃〃　前田	〃	同　上
9	大蓮寺窯跡	〃　〃〃　大蓮寺下	〃	内藤政恒「仙台市台の原・小田原瓦窯址群と出土の古瓦㈢」歴史考古12，昭39 古窯跡研究会「陸奥国官窯跡群」昭48
10	小田原長命坂窯跡	〃　〃〃　長命坂	〃	内藤政恒「仙台市台ノ原・小田原瓦窯址群と出土の古瓦㈠」歴史考古9・10，昭38
11	燕沢遺跡	〃　燕沢台	包含地	原田良雄編「東北古瓦図録」昭49
12	郡山遺跡	〃　長町郡山	官衙跡？	内藤政恒「東北地方発見の重弁蓮花文鐙瓦に就いての一考察」宝雲22，昭13
13	富沢窯跡	〃　富沢	窯跡	同　上
14	亀岡遺跡	桃生郡鳴瀬町野蒜亀岡	包含地	原田良雄編「東北古瓦図録」昭49
15	黄金山産金遺跡	遠田郡涌谷町黄金迫	寺院跡	伊東信雄「天平産金遺跡昭35」
16	六郎館窯跡	〃　〃六郎館	窯跡	桜井伸孝・菅原正則「六郎館瓦窯趾」昭48
17	木戸窯趾群	〃　田尻町木戸	窯跡	宮城県教育委員会「木戸瓦窯跡発掘終了報告資料」昭49
18	小松遺跡	〃　〃小松	官衙跡？	興野義一「宮城県遠田郡田尻町出土古瓦の問題点」歴史考古6，昭36
19	大崎八幡神社遺跡	〃　〃八幡	寺院跡？	内藤政恒「東北地方発見の重弁蓮花文鐙瓦に就いての一考察（下）」宝雲22，昭13
20	北長根窯跡	〃　〃大貫	窯跡	
21	日の出山窯跡群	加美郡色麻村四釜東原	〃	宮城県教育委員会「日の出山窯跡群」昭45
22	一の関遺跡	〃　〃一の関	官衙跡？	伊東信雄「古代史」宮城県史1，昭32
23	菜切谷廃寺跡	〃　中新田町菜切谷	寺院跡	伊東信雄「菜切谷廃寺跡」宮城県文化財調査報告書2，昭31
24	大吉山窯跡	古川市清水	窯跡	
25	杉ノ下窯跡	〃　小林杉ノ下	〃	内藤政恒「多賀城古瓦草創年代考」文化18—1，昭29

県別番号	遺跡名	所在地	種類	文献
26	伏見廃寺跡	宮城県大崎伏見要害	寺院跡	佐々木茂楨「宮城県古川市伏見廃寺跡」考古学雑誌56—3，昭46
岩手 1	胆沢城跡	岩手県水沢市佐倉河	官衙跡	岩手県教育委員会「胆沢城跡」昭32
2	明後沢遺跡	胆沢郡前沢町古城	〃 ?	岩手県教育委員会「明後沢古瓦出土遺跡」昭40
3	瀬谷子窯跡群	江刺市稲瀬瀬谷子	窯跡	大川清「江刺市稲瀬蔦ノ木遺跡第一調査概報」早大考古研略報 1，昭31
4	極楽寺跡	北上市稲瀬町	寺院跡	北上市教育委員会「北上市極楽寺跡」昭47

2. 福島県内出土の瓦

関和久遺跡の上町附近から3種類の重弁八葉蓮華文軒丸瓦（第16図1・2）が出土し，**借宿廃寺跡**から関和久遺跡のものとは型式の異なる重弁八葉蓮華文軒丸瓦が1種類（第16図3）が出土していることは，「関和久遺跡Ⅰ」に記述したが，富岡町小浜代遺跡からも1種類の重弁蓮華文軒丸瓦が出土している。**小浜代遺跡**出土瓦（第16図4）は，六葉の重弁蓮華文で，蓮弁の先端の突出が少なく，各弁の大きさが不斉一であり，中房上の5（1＋4）個の蓮子は十字状の浮線で結合され，中房の周囲には浅い沈線の界線と，その外側にきれぎれに浮線による界線がめぐっている。巾広い周縁の上面はへら削りされているが，その内側面には16個の鋸歯がある。直径は平均20.4cm位であるが，周縁の巾に1.3～2.9cmと広狭があるため，瓦当面はひずんだ円形を呈している。小浜代遺跡の重弁蓮華文軒丸瓦は，蓮弁の数や文様構成からみて，関和久遺跡のものとは直接的な関連を見出し難いが，対になる軒平瓦はへら描きの二重弧文で顎にも沈線で鋸歯文が施されている。その年代は共伴した土器等からみて奈良時代末乃至平安時代初を降ることはないと考えられる。

3. 宮城県内出土の瓦

宮城県内では26か所の遺跡で重弁蓮華文の軒丸瓦が出土しているが，種類および個体数が最も多いのは多賀城跡である。

多賀城跡では，多賀城が創建された奈良時代前半から平安時代中頃にいたるまでの各時期に属する26種類の重弁蓮華文軒丸が出土しているが，遺跡における出土状況や文様の型式等によって，4群に区別することができる。**第1群**は今まで古式重弁蓮華文との名で呼ばれていた軒丸瓦を代表とするグループ（第16図5～11・13～14）であり，14種類を数えることができ，多賀城が創建された奈良時代前半にあたる第Ⅰ期の瓦と考えられるものである。このうち，多賀城跡の分類番号110A～B類，111A～G類および114類の10種類が従来古式重弁蓮華文と呼ばれていたもので，いずれも八葉の蓮弁の先端が力強く突出し，中房上には1個の丸い蓮子を中心に楔形の蓮子を十字形に配したものである。瓦当面の直径も大きく，110A～110B，111B～D，111Fの各類は直径20cmを超えており，最も小さい111E類でも径17.5cmを計る。このうち110A～B類は田尻町の**木戸窯跡群**で，また，111A・111C～G類は色麻村の**日の出山窯跡群**で焼成されたことが知られている。111H類は直径19cm前後の重弁八葉蓮華文軒丸瓦で，中房の上の5（1＋4）個の丸い蓮子は細い浮線で十字形に

結ばれている。古川市の**大吉山窯跡**で生産されたものである。以上の軒丸瓦がいずれも八葉の蓮弁で構成されるのに対して，112類は六葉の重弁蓮華文であり，113類は厳密には重弁蓮軒文の範疇にはふくめ難いほど変化した五葉の蓮弁をもったものである。ともに直径15*cm*前後の小型の軒丸瓦であり，同笵の類例は鳴瀬町の**亀岡遺跡**から出土してる。**第2**群の軒丸瓦は，陸奥国分寺創建瓦と同笵の瓦で代表される210A～H類および211類（第17図15～19）の9種類である。すべて八葉の重弁蓮華文様を表現したもので，多くは蓮弁の先端が丸味をもち，中房には5（1＋4）個の丸い蓮子を配するものであるが，210A類は弁端がやや突出し，中房上の蓮子が1個の丸い蓮子を中心に4個の楔状のものが配される第1期の軒丸瓦に近いものである。211類は中房上の蓮子が4個だけで中心の1個を欠いている。これら第2群の軒丸瓦は，多賀城跡で宝亀11（西暦780）年の伊治公呰麻呂の乱によるものと考えられる焼土中に第1群とともに包含される瓦であり，使用の下限を宝亀11年に求めることができる。上限は，陸奥国分寺が創建された時期であり，ほぼ奈良時代後半（多賀城第Ⅱ期）の瓦とみなすことができる。なお，第2群の重弁蓮華文軒丸瓦は，仙台市内の**二の森窯跡・蟹沢中窯跡・安養寺下窯跡，・前田窯跡・大蓮寺窯跡・小田原長命坂窯跡**等の小田原丘陵地帯で焼成されたことが知られている。**第3群**の重弁蓮華文軒丸瓦は2種類ある。320類（第17図21）は直径18.6*cm*，蓮子のない径1.2*cm*の小さな中房を中心として八葉の細長く扁平な重弁の蓮弁を配したもので，関和久遺跡の重弁八葉蓮華文軒丸瓦第三類（第17図2）とやや類似する。431類（第17図22）は直径20*cm*，先端の丸い八葉の重弁の蓮弁の中心に7（1＋6）個の丸い蓮子を配した中房を有する。これら第3群の瓦は，多賀城跡において貞観11（869）年の大震災以降の修築と考えられる灰白色盛土層やそれを用いた築地基底部に第Ⅰ群・第2群の瓦とともに築き込まれているものであり，宝亀11年以前の第1群・第2群の瓦を除くと，ほぼ宝亀11年から貞観11年のあいだ，すなわち，多賀城第Ⅲ期にあたる平安時代初期と考えることができる。なお，320類の瓦は仙台市の**安養寺下窯跡**で同笵のものが出土しており，431類は同じく仙台市の**大蓮寺窯跡**から出土している。**第4類**は貞観11年以降（多賀城第Ⅳ期）に使用されたと考えられるもので，460類（第17図23）の1種類にすぎない。460類は径20*cm*，瓦当面に糸切り痕を明瞭にとどめた粗雑なつくりの八葉蓮華文瓦で，中房上には蓮子がない。

多賀城廃寺跡では，多賀城跡の第1群に相当する110A～B・111A～G・113および114類と同笵の重蓮華文軒丸瓦が多量，第2群に相当する210B～D類と同笵の軒丸瓦が少量出土している。また，**陸奥国分寺跡**では，多賀城跡の第2群に相当する210A～F類と同笵のいわゆる陸奥国分寺創建瓦が大量に，431類と460類および貞観11年以降に下ると思われる崩れた重弁蓮華文軒丸瓦2種が出土しており，**陸奥国分尼寺跡**からも，210B・210C・210Eなどの奈良時代後半のものが出土している。

さらに，多賀城跡の第1群と同笵の重弁蓮華文軒丸瓦が，中新田町の**菜切谷廃寺跡**・古川市の**伏見廃寺跡**および新田柵跡と擬定される**小松遺跡**などの大崎平野周辺の遺跡から出土しており，伏見

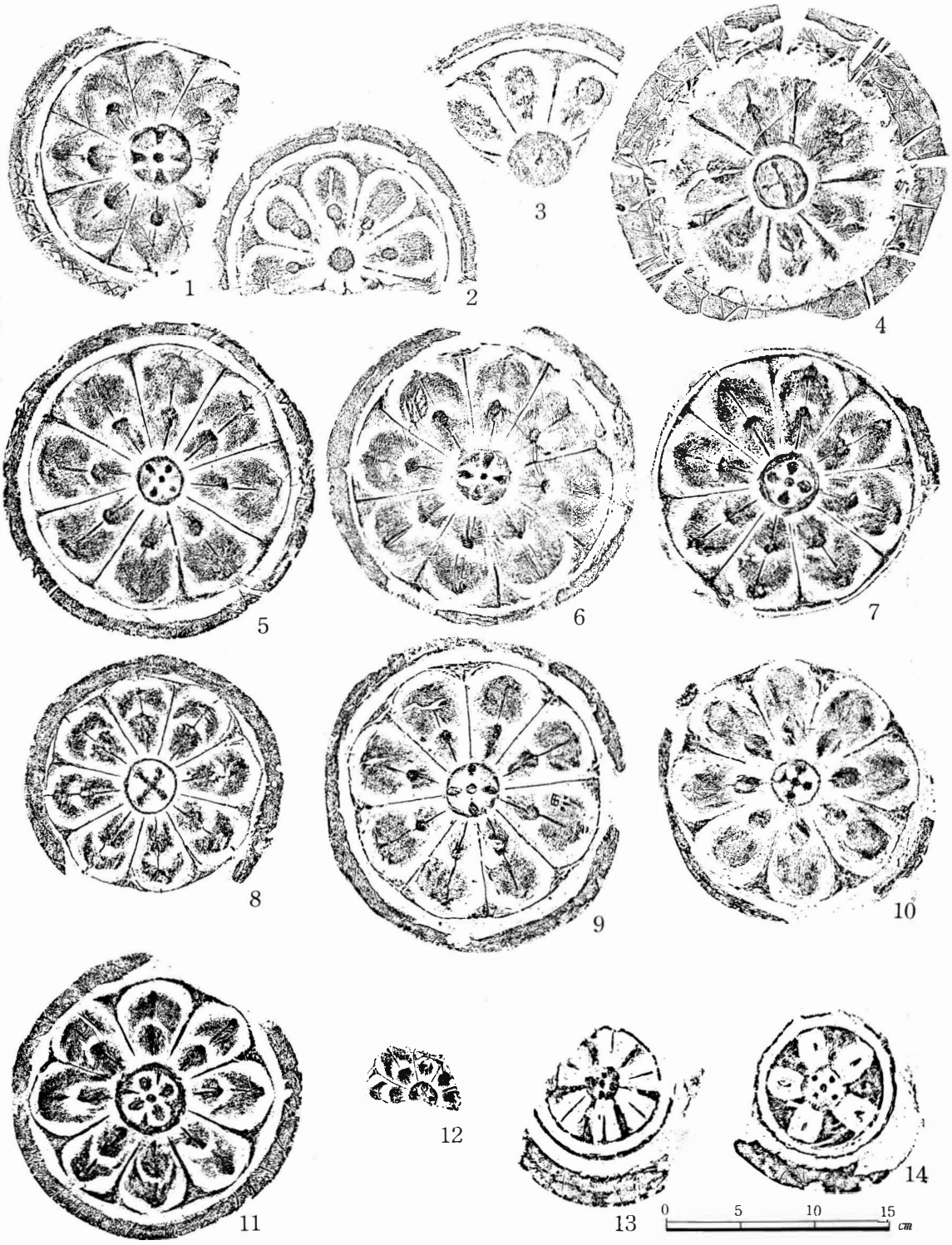

1 ―関和久遺跡 2 A 類　4 ―小浜代遺跡　7 ―多賀城跡 111 C 類　10―多賀城跡 111 H 類　13―多賀城跡 112類

2 ―関和久遺跡 3 類　5 ―多賀城跡 110 B 類　8 ― 〃 111 E 類　11― 〃 114類　14― 〃 113類

3 ―借宿廃寺跡 1 類　6 ― 〃 111 A 類　9 ― 〃 111 F 類　12―伏見廃寺跡

第16図　東北の重弁蓮華文軒丸瓦

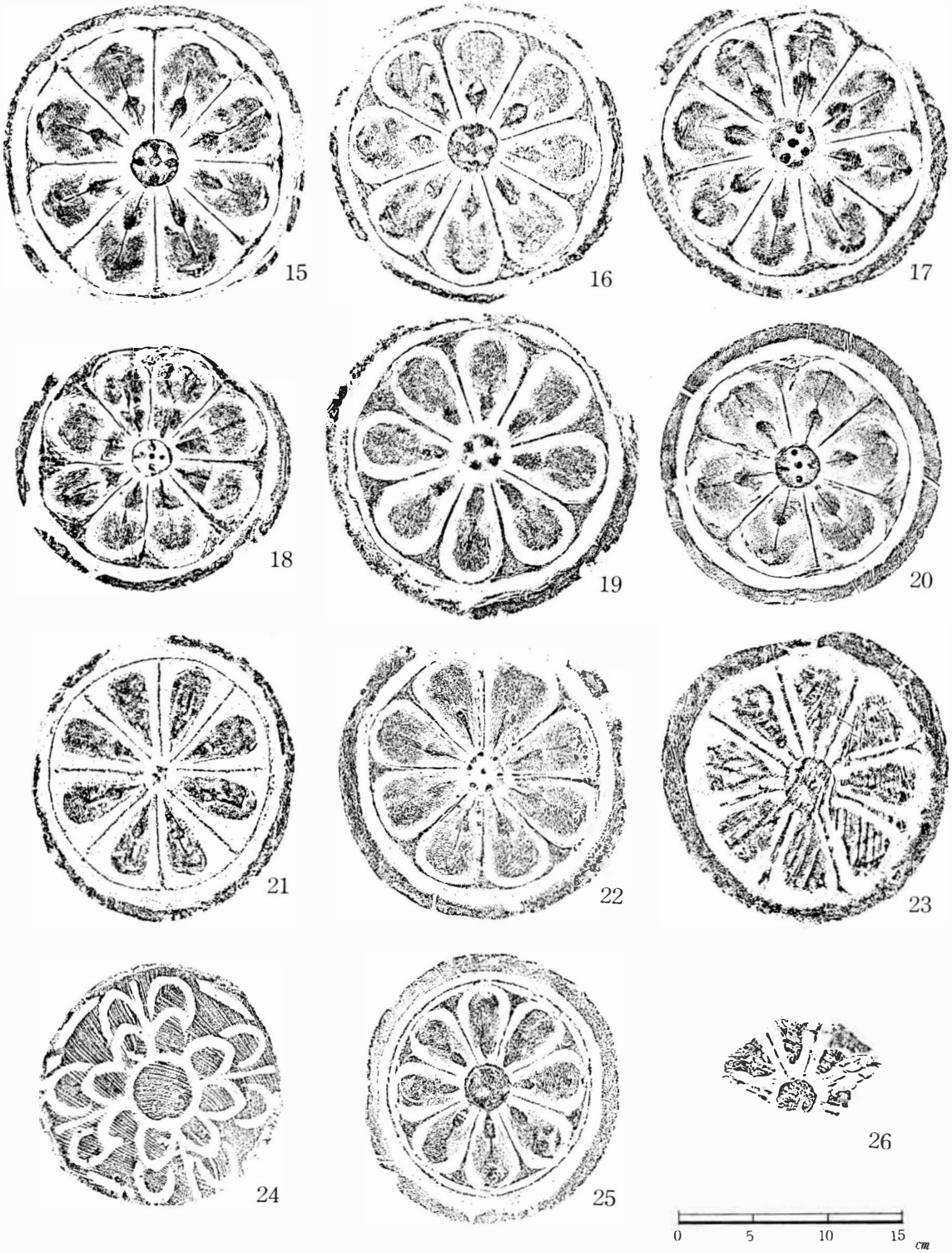

15—多賀城跡 210A類　18—多賀城跡 210G類　21—多賀城跡 320類　24—大崎八幡社遺跡
16—　〃　210B類　19—　〃　211類類　22—　〃　431類　25—胆沢城跡
17—　〃　210C類　20—黄金山産金遺跡　23—　〃　460類　26—極楽寺跡

第17図　東北の重弁蓮華文軒丸瓦

廃寺跡からは径11cmのきわめて小型の重弁八葉蓮華文軒丸瓦（第16図12）が出土している。これは日の出山窯跡から同范のものが採集されているが，多賀城跡では未だに発見されていない。なお，涌谷町の**六郎館窯跡**からも蓮弁の先端が突出した重弁八葉蓮華文軒丸瓦が出土しており，多賀城跡第1群と並行するものと考えられるが，未だにこの瓦を使用した遺跡は知られていない。

同じく涌谷町の**黄金山産金遺跡**では，六葉の重弁蓮華文軒丸瓦（第17図20）が出土している。この瓦は径18cmで，5（1＋4）個の蓮子を十字形に配した中房を中心に6枚の蓮弁を規則正しく配置したもので，蓮弁の先端は丸味をもち，多賀城跡第2群の重弁八葉蓮華文と類似する。この遺跡からは「天平…」のへら書きのある宝珠および丸瓦の破片が発見されており，天平21年（749）の陸奥小田郡産金を記念する仏堂跡とされている遺跡である。

名取郡家跡と内蔵政恒氏によって，推定された（注4）仙台市の**郡山遺跡**からは多賀城跡114類に類似するが，周縁と弁区との間に一重の圏線をめぐらすなどの型式変化のみられる八葉の重弁蓮華文軒丸瓦が出土し，同種のものは同市の**富沢窯跡**からも出土している。おそらく，奈良時代後半乃至平安時代初頭のものであろう。

著しく退化した重弁八葉蓮華文軒丸瓦としては，田尻町の大崎八幡神社遺跡出土のもの（第17図24）がある。すなわち，径16cmで周縁はなく，蓮子のない中房の周囲に八葉の扁平な重弁の蓮弁を沈線の輪廓で表現したもので，瓦当面には糸切り痕が明瞭に存在している。多賀城跡第4群の460類よりも新しい軒丸瓦であろう。

4. 岩手県内出土の瓦

胆沢城跡・明後沢遺跡および**瀬谷子窯跡群**から，同一種の重弁八蓮華文軒丸瓦（第17図25）が出土している。これは径17cmで，二重の輪廓をもった中房内の中心に1個の蓮子を入れ，全体にふくらみをもつ蓮弁の周囲には周縁との間に細い圏線をめぐらしているものである。この型式の瓦の年代は，胆沢城の建設が始められた，延暦21（802）年以降であることは明らかであるが，工藤雅樹氏は貞観12（870）年以降としている（注5）。その他に北上市の**極楽寺跡**から退化した重弁八葉蓮華文軒丸瓦（第17図26）が出土している。いずれも小破片にすぎないが，蓮子のない中房を中心に八葉の蓮弁を配するが小弁は痕跡的であり，ほとんど素弁に近いものである。胆沢城跡出土軒丸瓦よりさらに降るものと考えられる。

5. ま と め

以上，東北地方における重弁蓮華文軒丸瓦は，33か所を数えることができる。この特徴は，

(1) 瓦当面の直径が一般に大きく，奈良時代に属するものは20cm前後のものが多い。しかし例外的に径15cm以下のきわめて小さいものもみられる。

(2) 内区の文様は，蓮弁の基部に小弁を重ねた重弁蓮華文であり，大多数は八葉の蓮弁を存するが，稀に六葉などのものもある。

(3) 中房上の蓮子は5（1＋4）個を十字形に配したものが一般的であるが，時代が下ると蓮子

を欠くか1個のみのものが出現する。なお，奈良時代前半には周囲の4個の蓮子が楔形を呈するものが多い。

(4) 周縁は大半が素縁であるが，福島県内ではX状文や鋸歯文を施したものもある。

このような文様をもつ軒丸瓦は，東北地方でも福島・宮城・岩手の3県に限られており，古代陸奥国内には広く分布するが，旧出羽国内には全く知られていない。また既に内藤政恒氏が指摘した（注6）ように，陸奥国庁のおかれていた多賀城創建期のものに端を発して各地に展開したことは明らかである。ところで，多賀城創建期瓦の生産地は木戸窯跡群・日の出山窯跡群・大吉山窯跡の3か所が現在までに知られており，笵のちがいはあってもいずれも酷似した型式の重弁八葉蓮華文軒丸瓦を焼成している。この事実は，多賀城創建時にすでに重弁八葉蓮華文軒丸瓦が陸奥国庁系統の瓦として各地で統一的に生産されていたことを意味している。さらに多賀城創建期以降の重弁蓮華文軒丸瓦を単一にあるいは多量に出土する遺跡が，陸奥国分尼寺跡・陸奥国分尼寺跡・黄金山産金遺跡あるいは胆沢城跡といった陸奥国庁が直接造営に関与したと考えられる官衙・寺院に多いことも，重弁蓮華文が陸奥国官窯系の工人によって継承されたことを暗示している。

しかし，陸奥国内におけるすべての重弁蓮華文軒丸瓦が官窯系工人の手に成るとは考えられない。例えば，小浜代遺跡の軒丸瓦は同年代における多賀城跡のものと著しく異なっており，とうてい同一系統の工人の製作とは思えないものであり，郡山遺跡の軒丸瓦も多賀城創建期の瓦と類似しながら多賀城創建瓦→陸奥国分寺創建瓦といった官窯系の重弁蓮華文軒丸瓦の変遷とは異なった変化を示している。結局，重弁蓮華文軒丸瓦は，陸奥国庁系瓦として官窯工人によって継承されると同時に，各地の工人によっても同じ文様の瓦が模作されて展開したのであろう。

注1　伊藤信雄「出土瓦の考察」（多賀城跡調査報告Ⅰ－多賀城廃寺跡―）昭和45年
注2　工藤雅樹「古式重弁蓮華文鐙瓦の製作年代について」東北考古学3　昭和37年同「奈良時代における陸奥国国府系瓦の展開」月本考古学論叢2　昭和43年
注3　多賀城跡調査研究所年報1970他
注4　内藤政恒「東北地方発見の重弁蓮花文鐙瓦に就いての一考察（下）「宝雲22　昭和13年
注5　工藤雅樹」陸奥国分寺出土の宝相花文鐙瓦の製作年代について）歴史考古13　昭和年40年
注6　注4に同じ

図版1

遺跡遠景

南より望む

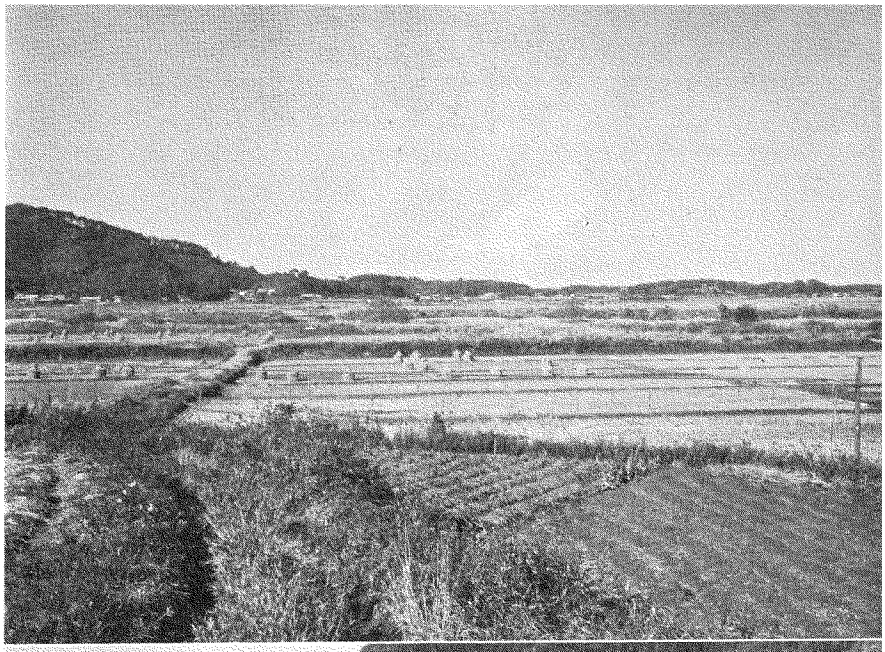

図版2

調査地点

東より西群を

見る

図版3

調査地点

西より中群を

見る

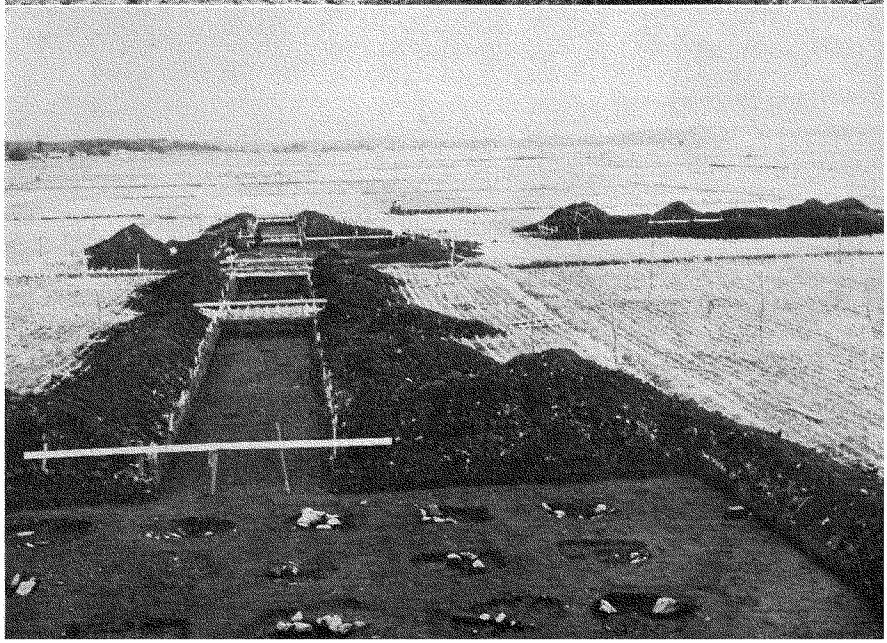

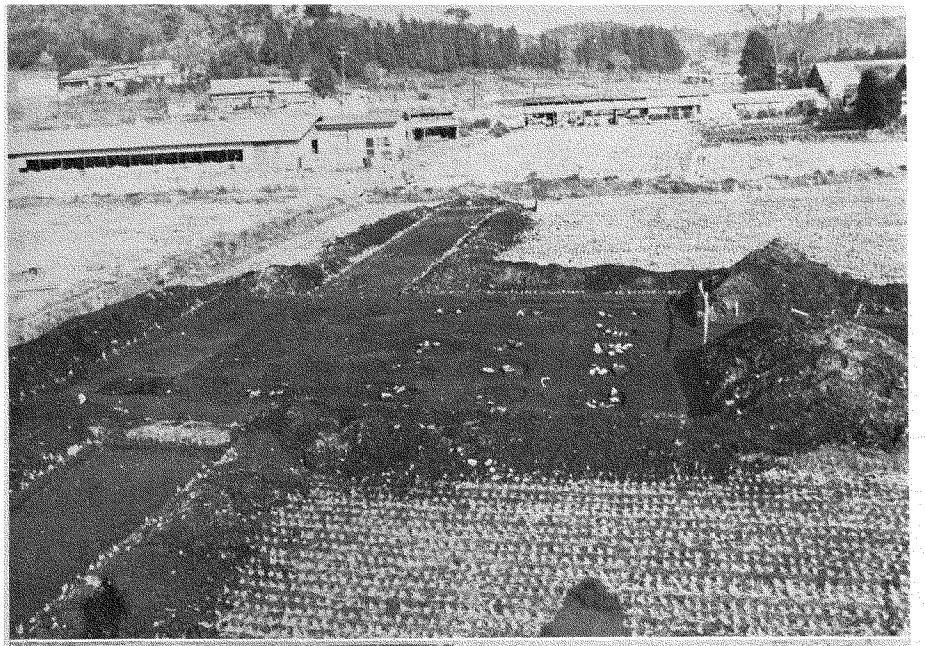

図版4
ＳＢ05建物跡
南より見る

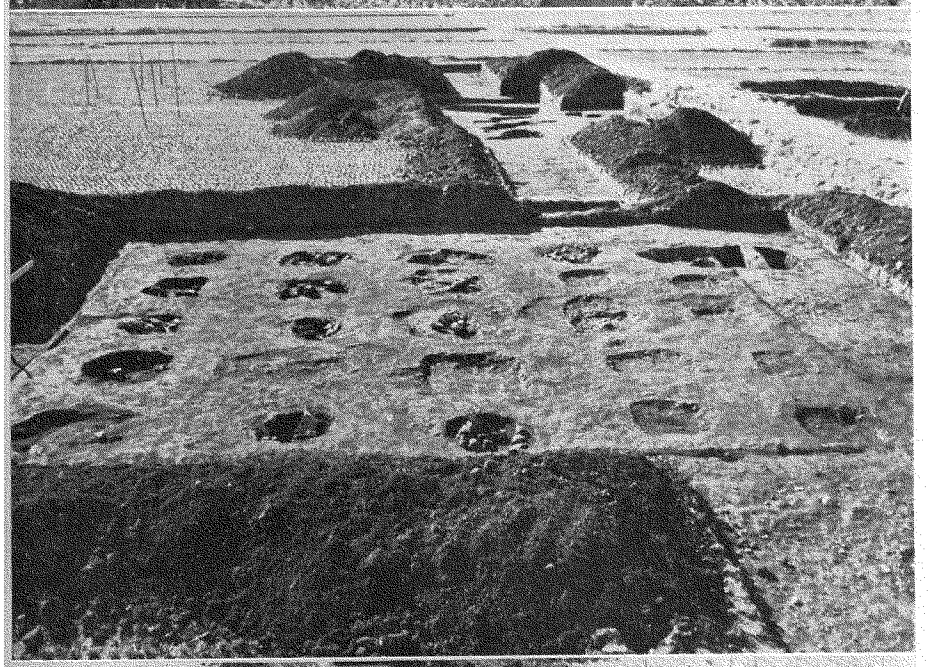

図版5
ＳＢ05建物跡
北より見る

図版6
ＳＢ05建物跡
西より見る

図版７

ＳＢ05建物跡

南西より見る

図版８

ＳＢ05建物跡

根石と据方

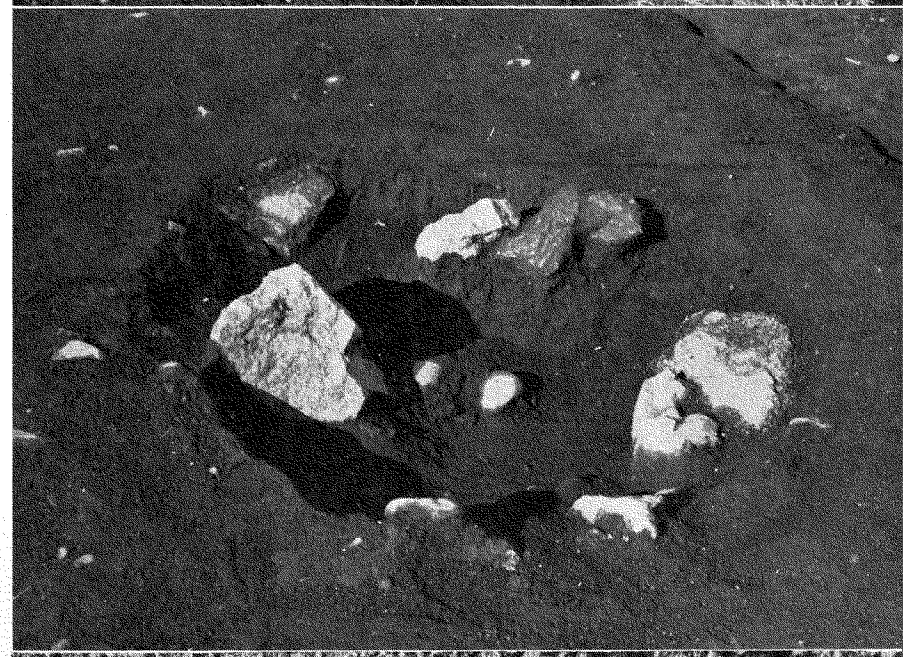

図版９

ＳＢ05建物跡

焼籾出土状況

図版10
ＳＢ05建物跡
掘込み地業版
築状況

図版11
ＳＢ04建物跡他
北より見る

図版12
ＳＢ04建物跡他
東より見る

図版13

ＳＢ04建物跡他

東半部分

東より見る

図版14

ＳＢ04建物跡他

西半部分

東より見る

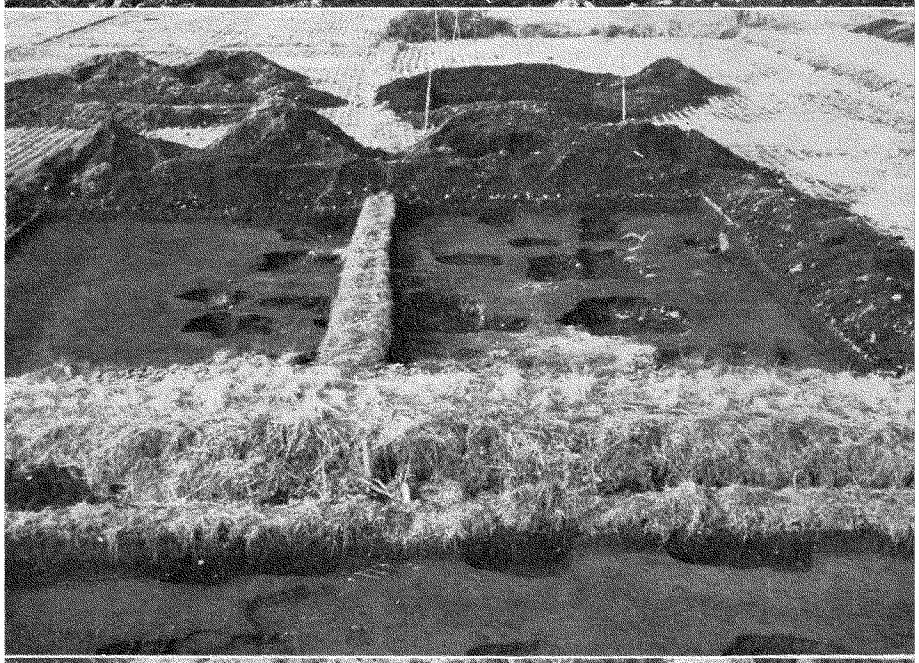

図版15

ＳＢ04建物跡他

西半部分

西より見る

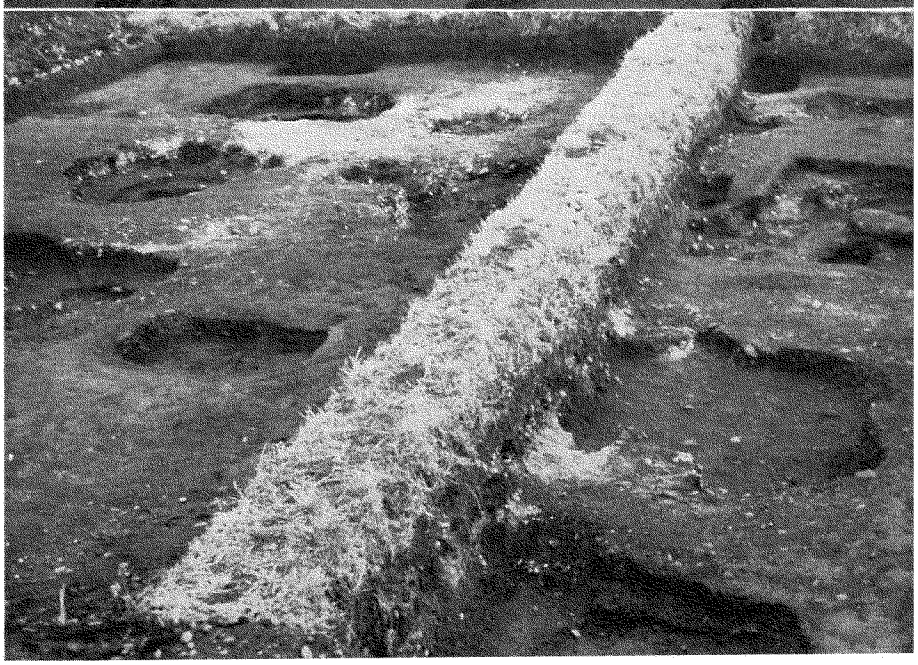

図版16
ＳＢ04建物跡他
東半部分
北より見る

図版17
ＳＢ04建物跡(右
ＳＢ09建物跡(左
掘り方

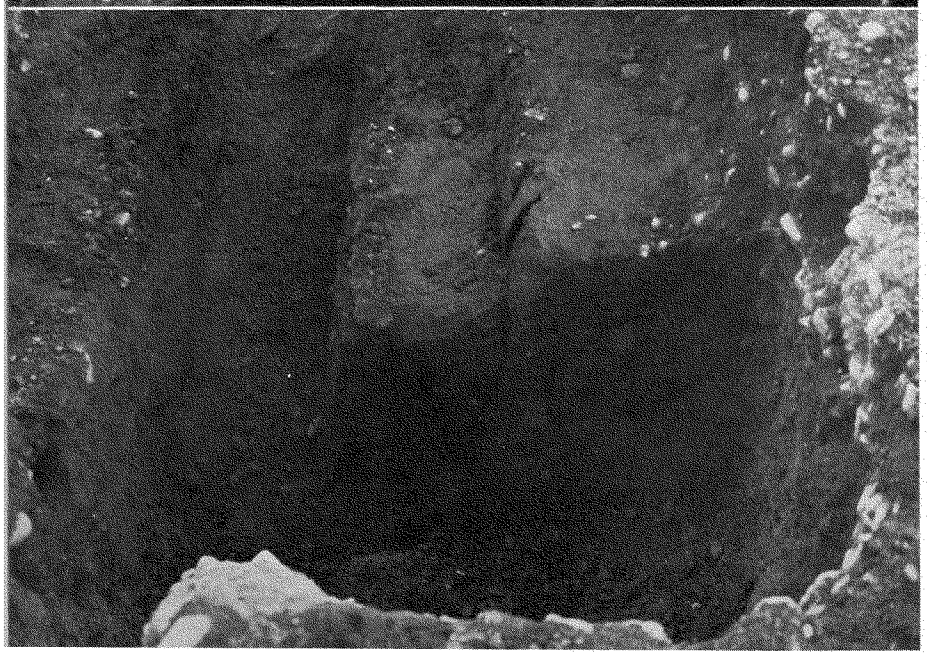

図版18
ＳＢ04建物跡
北１東１掘り方
の断ち割り

図版19
ＳＢ04建物跡
北１東６掘り方
の断ち割り

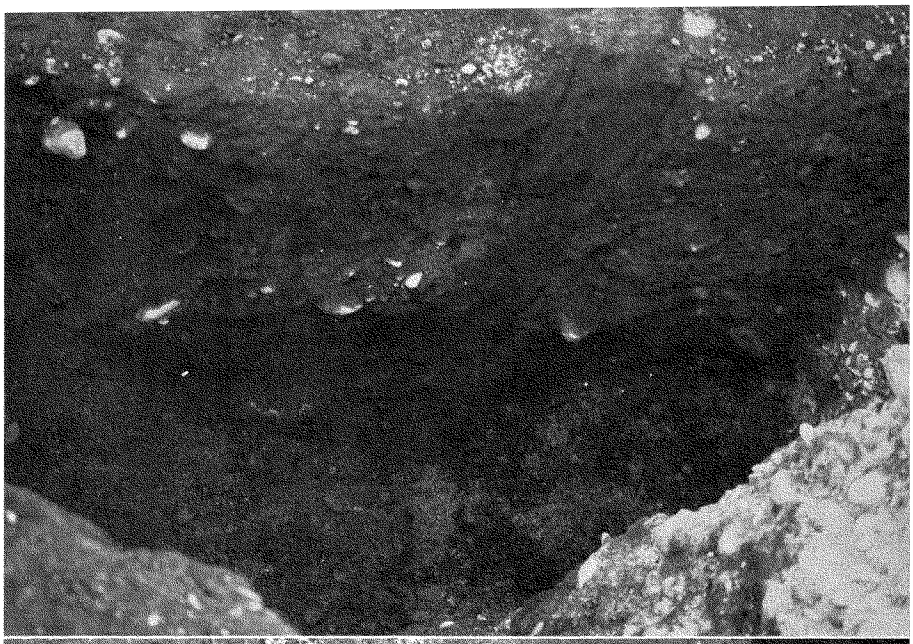

図版20
ＳＤ14大溝跡
南西より見る

図版21
ＳＤ14大溝跡
南より見る

図版22

ＳＤ14大溝跡

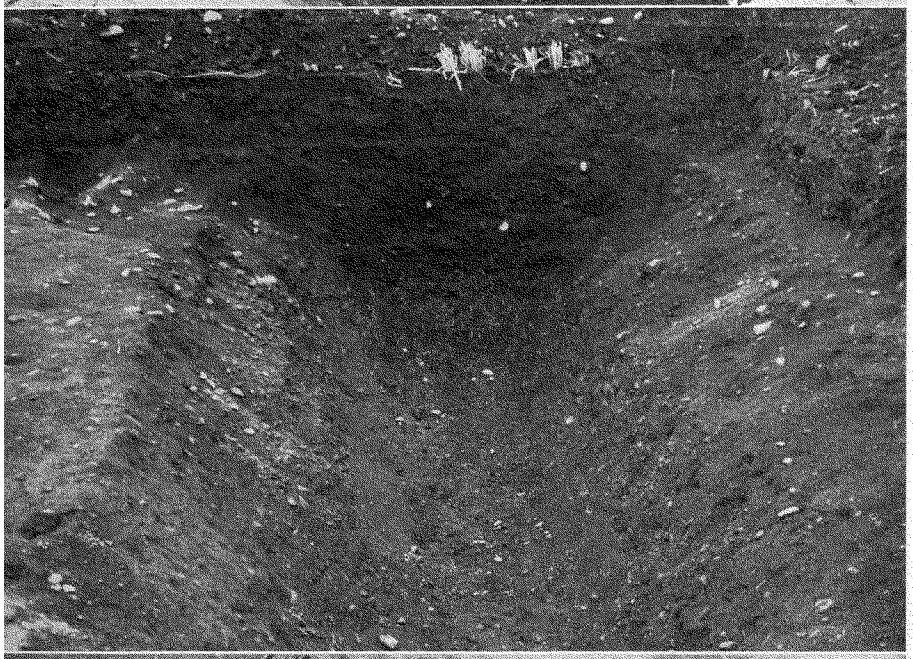

図版23

ＳＤ14大溝跡

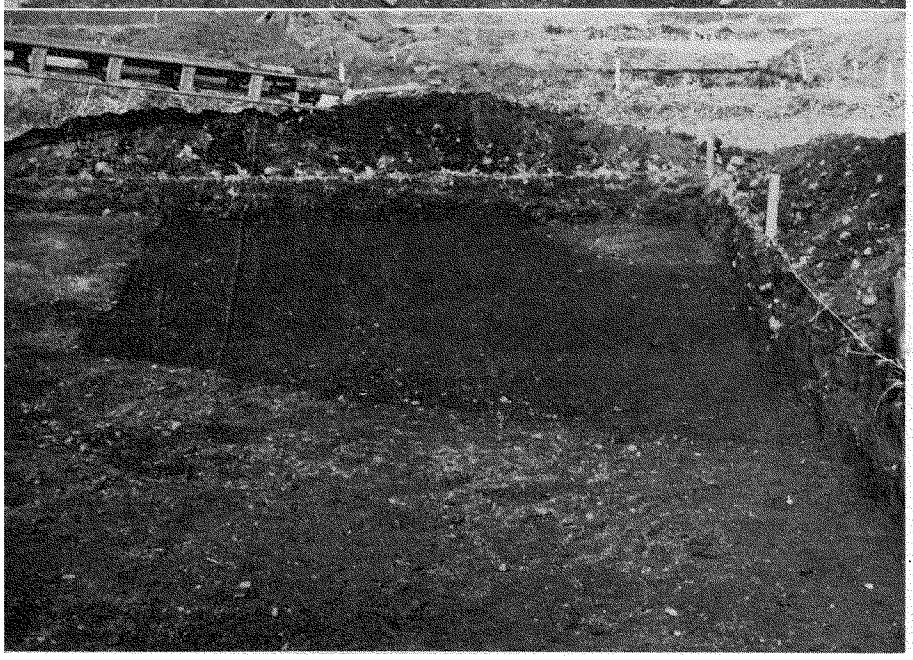

図版24

ＳＤ13・14大溝跡

屈曲部

南より見る

図版25

ＳＤ13・14大溝跡

屈曲部

南より見る

図版26

ＳＤ13・14大溝跡

屈曲部

西より見る

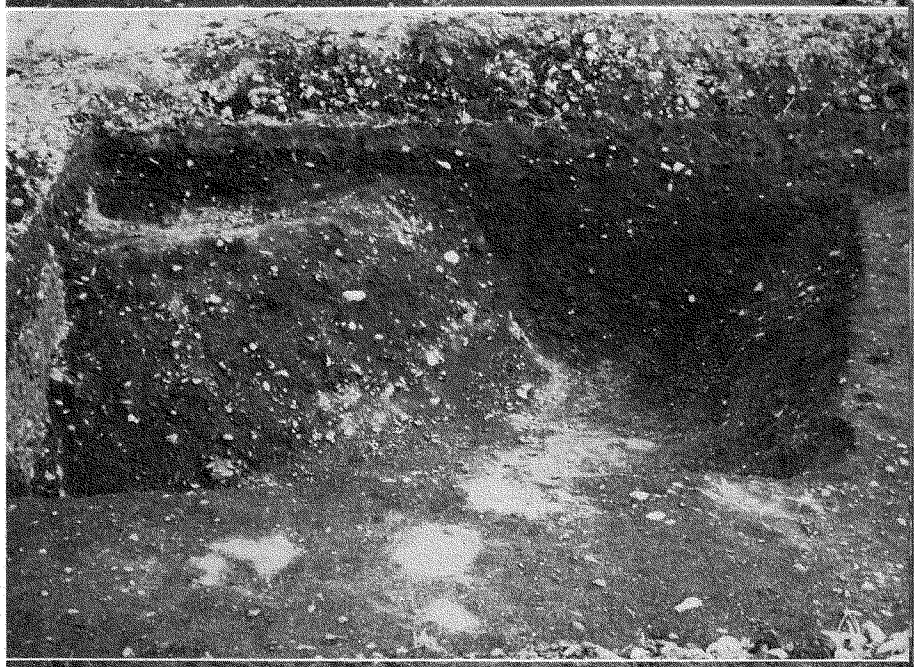

図版27

ＳＤ13大溝跡

西より見る

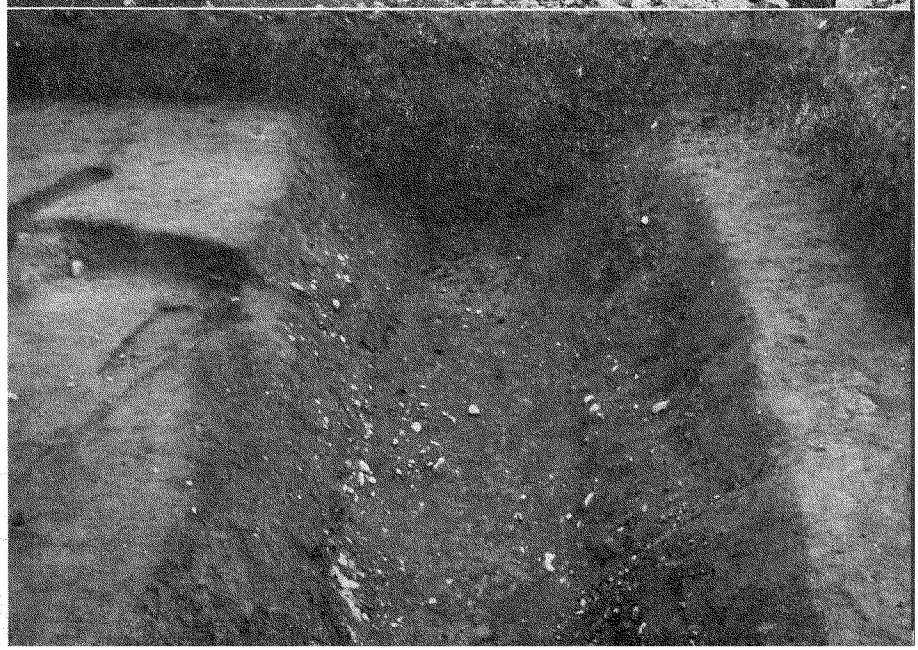

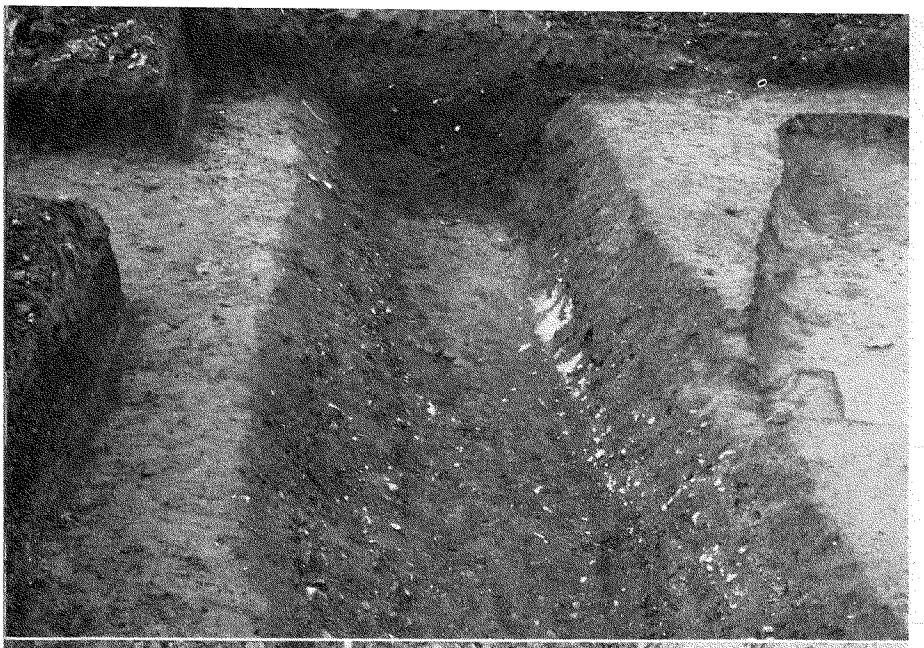

図版28
ＳＤ13大溝跡
東より見る

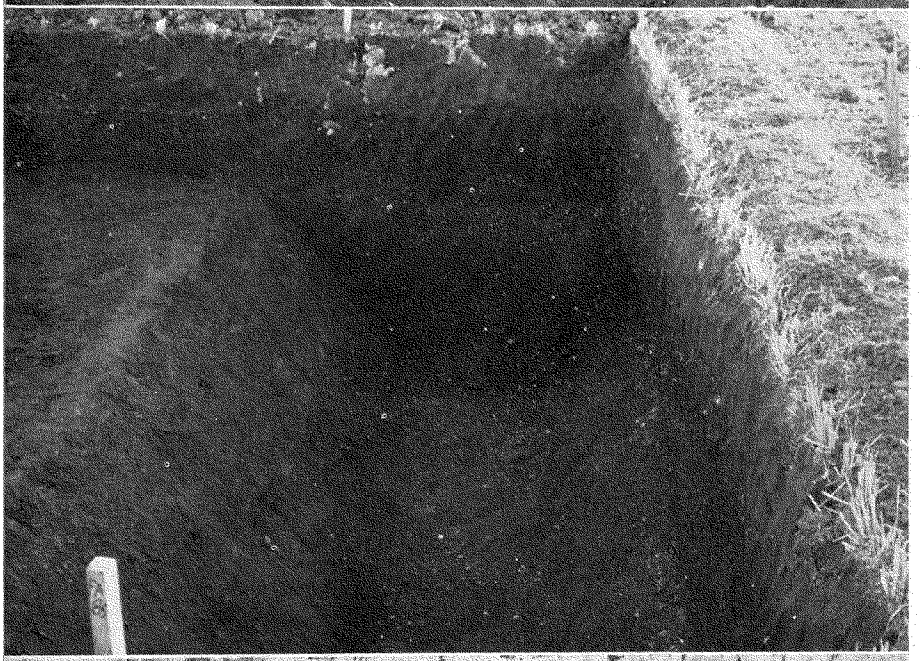

図版29
ＳＤ13大溝跡
西より見る

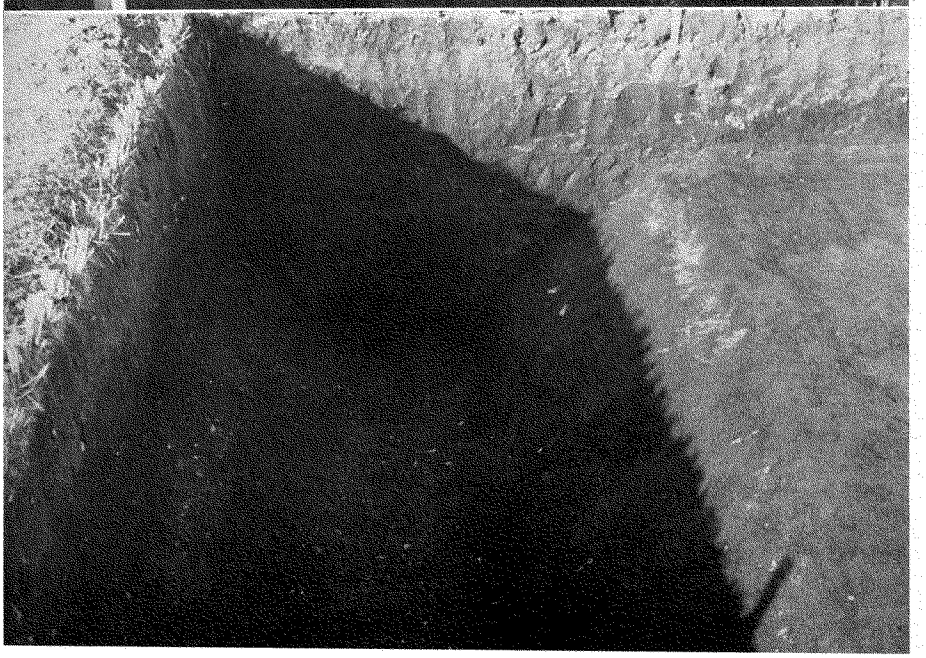

図版30
ＳＤ13大溝跡
東より見る

図版31

ＳＩ12竪穴住居跡及びＳＢ04建物跡・ＳＤ13大溝跡北西より見る

図版32

ＳＩ12竪穴住居跡及びＳＤ13大溝跡・ＳＢ04建物跡南東より見る

図版33

ＳＩ12竪穴住居跡東より見る

図版34
ＳＩ12竪穴住居跡
カマド跡

図版35
ＳＩ12竪穴住居跡
遺物出土状況
（南東隅）

図版36
ＳＩ12竪穴住居跡
遺物出土状況
（煙突上）

図版37

ＳＢ10建物跡

西より見る

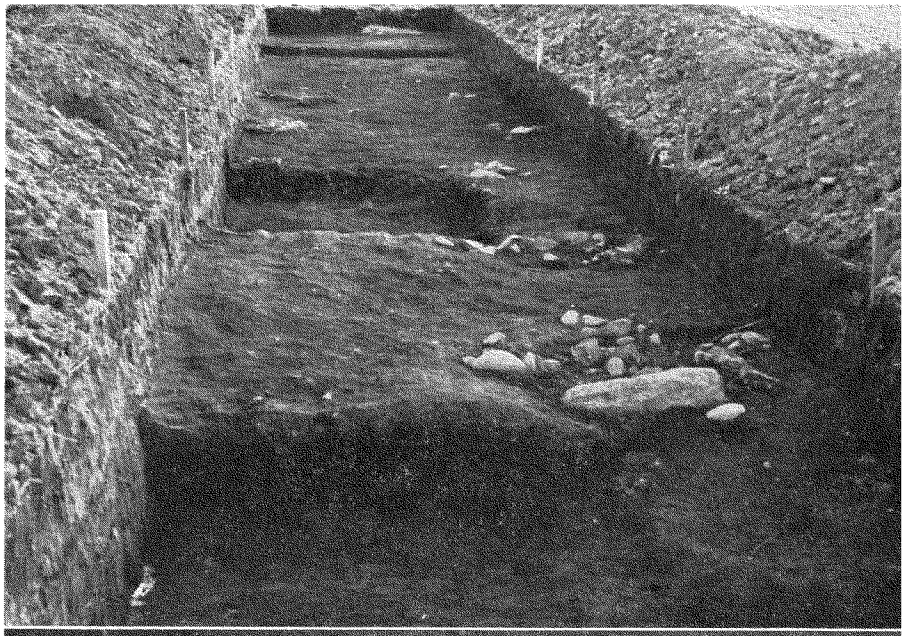

図版38

ＳＢ10建物跡

北２東５礎石

図版39

ＳＢ11建物跡

南より見る

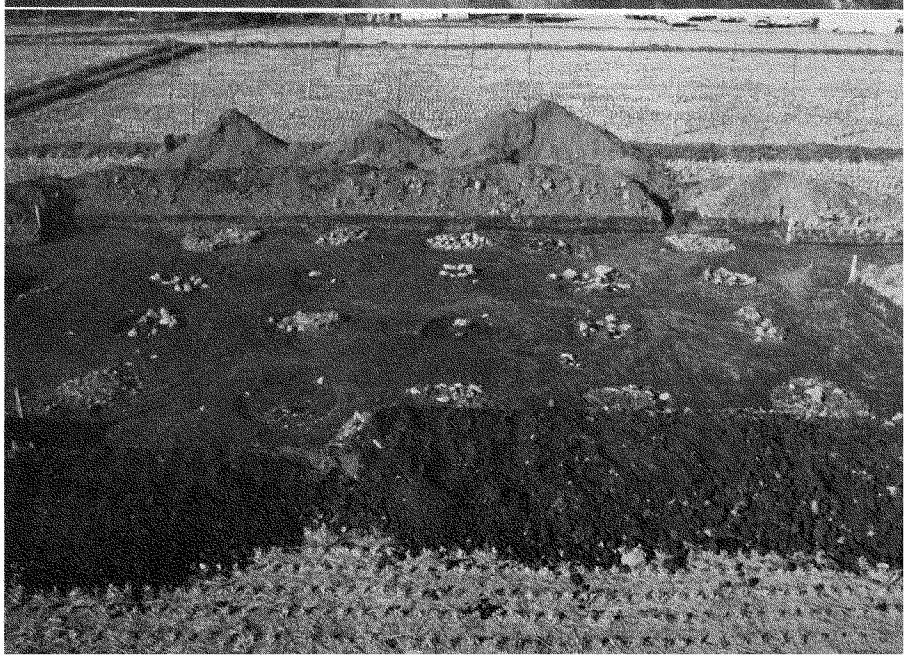

図版40
ＳＢ11建物跡
南より見る

図版41
ＳＢ11建物跡
北西より見る

図版42
ＳＢ11建物跡
根石

図版43

ＳＢ11建物跡

根石

図版44

ＳＢ15・16建物跡

南より見る

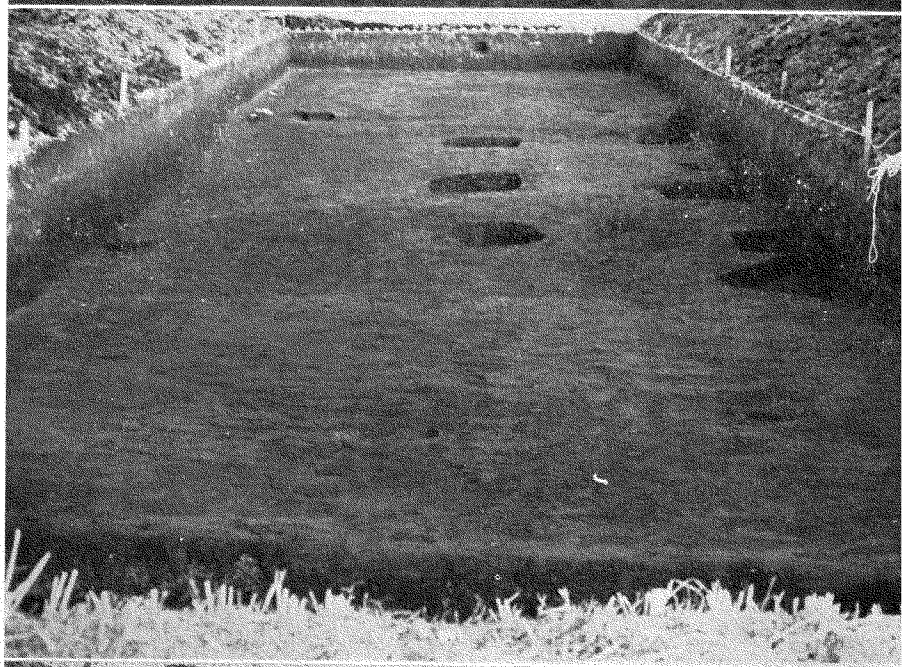

図版45

ＳＢ15・16建物跡

北より見る

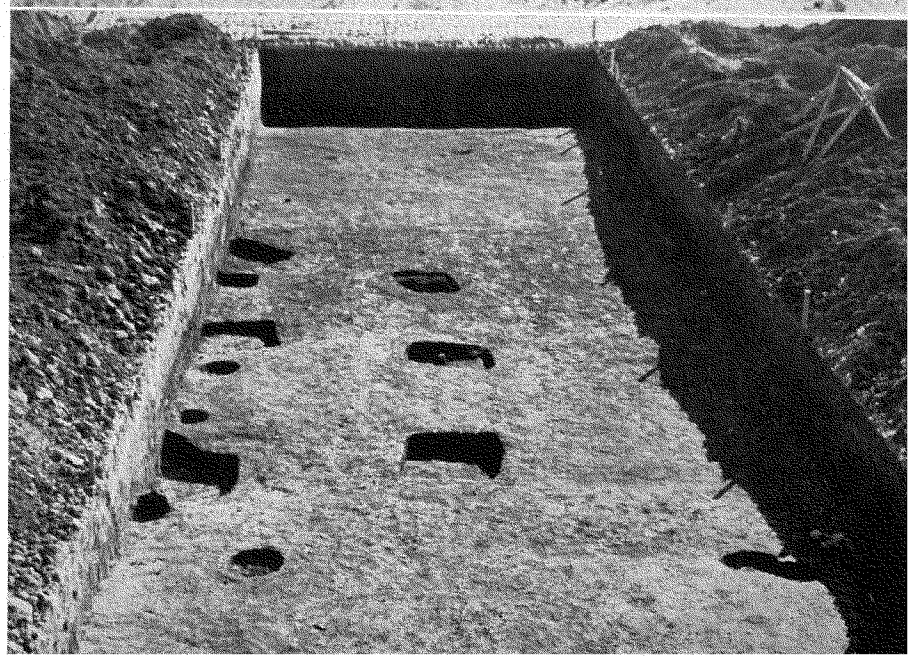

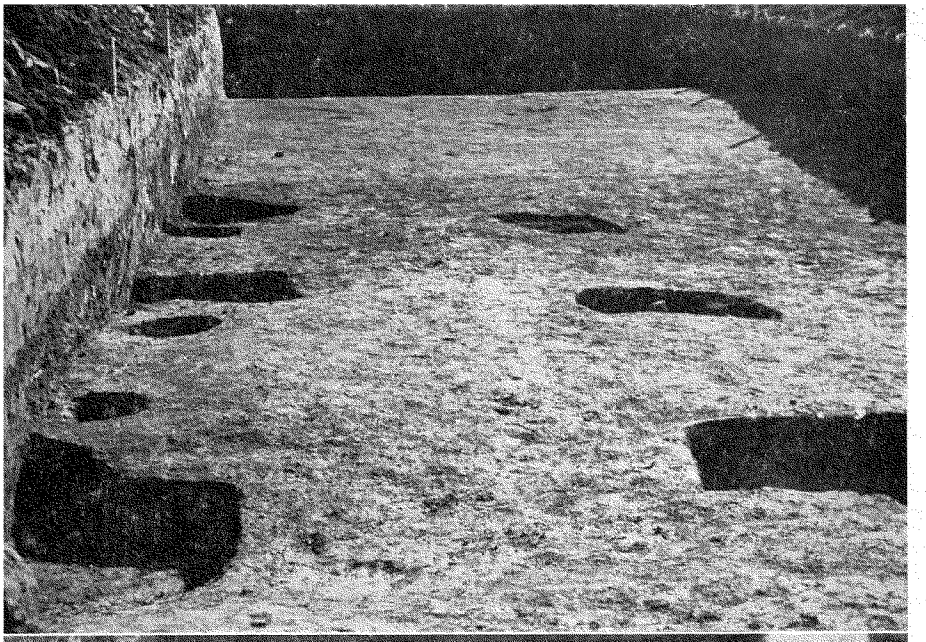

図版46
ＳＢ15・16建物跡
北より見る

図版47
ＳＥ19井戸跡
（一番手前の円形の穴）

図版48
ＳＥ19井戸跡

1

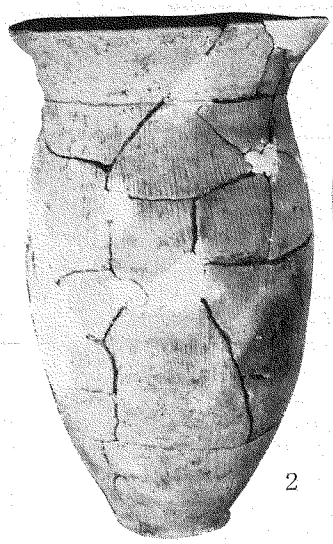
2

3

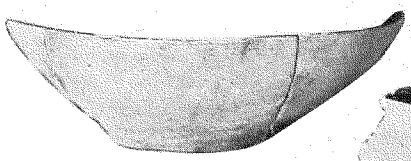
4

7

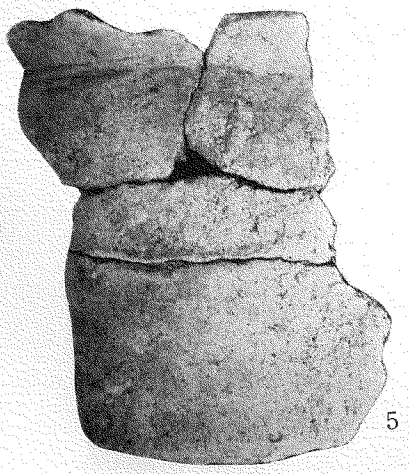
5

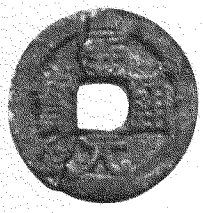
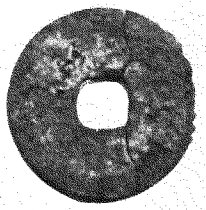
8

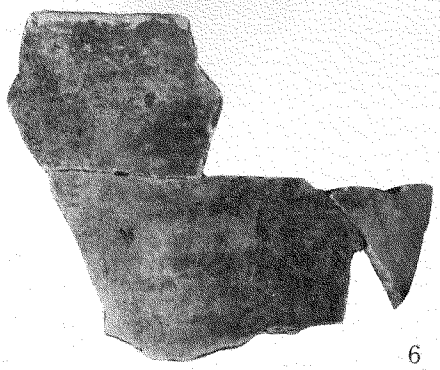
6

1．第15図1
2．第15図2
3．第15図3
4．第15図5
5．第15図7
6．第15図8
7．第15図6
8．開元通宝.
SB04

図版49　出土遺物（土器・古銭）

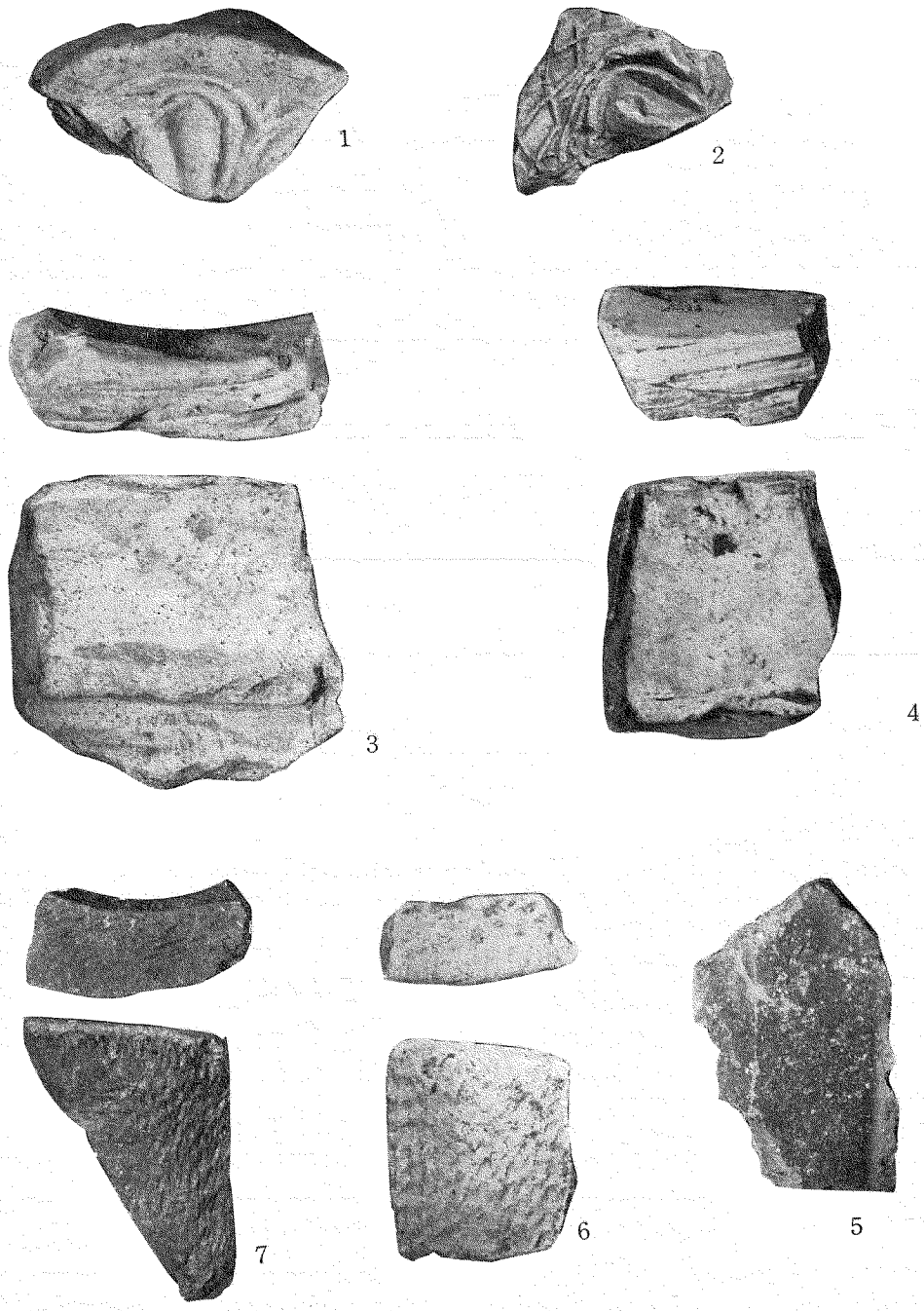

1．　第14図1　　4．　第14図4
2．　第14図2　　5．　第14図5
3．　第14図3　　6．　SB10付近
　　7．　SB05付近

図版50。出土遺物（軒丸瓦・軒平瓦）

福島県文化財調査報告書第49集

関和久遺跡 Ⅲ

昭和50年3月15日 印刷
昭和50年3月31日 発行

編集・発行　福島県教育委員会
福島市杉妻町2－16

印刷所　株式会社 大盛堂印刷所
福島市北町1番21号 TEL (21)3931

不許複製